

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 議事次第

（ 令和6年6月7日（金）
午後1時30分～
於：第6委員会室 ）

- 1 開 会
- 2 出席要求理事者
- 3 確認事項
- 4 所管事項に係る事務事業概要
- 5 今期の委員会運営方針
- 6 委員間討議
「今後の調査・研究テーマについて」
- 7 今後の委員会運営
- 8 その他
- 9 閉 会

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委員長	磯 野 勝	自 民	危 健	
副委員長	津 田 裕 也	”	農 商	
”	増 田 大 輔	府 民	政 建 議 運	
委 員	田 中 英 夫	自 民	○ 危 健	
”	池 田 正 義	”	政 建	
”	田 島 祥 充	”	◎ 総 警 議 運	
”	上 倉 淑 敬	維 国	文 教	
”	西 條 利 洋	”	農 商	
”	島 田 敬 子	共 産	文 教	
”	森 吉 治	”	農 商 議 運	
”	山 口 勝	公 明	◎ 文 教 議 運	
”	梶 原 英 樹	京 好	農 商	

◎ 委員長 ○ 副委員長

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 出席要求理事者名簿

【危機管理監】	
副危機管理監	坂 根 久 尚
危機管理監付企画参事	坂 根 誠 一 郎
危機管理監付企画参事	古 橋 勝 也

【農林水産部】	
農村振興課長	今 中 豊
畜産課長	黒 田 洋 二 郎
森の保全推進課長	柴 田 繁

【危機管理部】	
危機管理部理事 (災害対策課長事務取扱)	小 松 靖 彦
危機管理総務課長	森 田 倫 明

【建設交通部】	
道路管理課長	中 坊 傳
河川課長	南 郷 篤
砂防課長	柳 原 健 二

【文化生活部】	
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央
生活衛生課長	小 林 哲

【公安委員会】	
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜 由 美
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	中 西 恵 一

【健康福祉部】	
高齢者支援課長	松 尾 治 樹
健康対策課長	古 川 浩 気
医療課長	森 川 大 輔

(計 18 名)

※議事内容に応じ、必要な理事者を適宜追加

京都府議会安心・安全な暮らしに関する特別委員会規程

(設置)

第1条 京都府議会に安心・安全な暮らしに関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査)

第2条 委員会は、自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について調査し、及び研究する。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。

【閉会中の継続審査及び調査事項】

自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について

令和6年5月23日

京都府議会議長 石 田 宗 久 殿

安心・安全な暮らしに関する特別委員長 田 島 祥 充

安心・安全な暮らしに関する特別委員会中間報告書

京都府議会会議規則第46条第2項の規定により、令和5年5月府議会臨時会閉会後から現在に至るまで、本委員会が調査及び研究してきた状況について、別紙のとおり中間報告いたします。

(別紙)

安心・安全な暮らしに関する特別委員会中間報告書

1 本委員会の設置目的

自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について調査し、及び研究する。

2 本委員会の活動状況

(1) 委員会の開催について

- 令和5年6月15日、第6委員会室において、関係理事者から所管事項に係る事務事業概要について説明を聴取した。また、今期の委員会運営方針について協議を行った。
- 令和5年7月3日、第6委員会室において、「京都府における『安心・安全な暮らし』の実現に向けた取組について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取し、これに対する質疑を行った。また、今後の調査・研究テーマについて委員間討議を行った。
- 令和5年9月29日、第6委員会室において、京都府立医科大学名誉教授 中川正法 氏を参考人として招致し、「新型コロナウイルス感染症5類移行後の入院医療の提供体制について」をテーマに委員会を開催した。当該参考人から、府内における新型コロナウイルスの感染状況や、5類に移行したことによる入院医療の提供体制の現状及び今後の展望について説明及び意見を聴取した後、関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取し、これに対する質疑を行った。また、今後の調査研究の内容について委員間討議を行った。
- 令和5年12月19日、第6委員会室において、京都大学防災研究所 教授 矢守克也 氏を参考人として招致し、「防災訓練・防災教育による災害への備えについて」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から、防災訓練・防災教育による災害への備え、特に災害時要支援者（避難困難者）の訓練参加の取組や防災に対する問題意識等について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。
- 令和6年3月19日、第6委員会室において、京丹後市 健康長寿福祉部 長寿福祉課長 服部 智昭 氏、同課 包括ケア推進係（地域包括支援センター）主査 橋本 知美 氏を参考人として招致し、「認知症の人を地域で支えるための取組について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から、京丹後市における認知症の人や家族

の視点を重視し、認知症の有無に関わらず安心していきいきと暮らせる地域共生社会の実現を目指した取組等について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。

- 令和6年5月23日、第6委員会室において、中間報告に係る協議を行った。最後に、今期1年間の委員会活動に係る所感、要望等の意見開陳を行った。

(2) 管外調査の実施について

以下の取組について調査を行った。

○調査日：令和5年8月31日

調査先：株式会社ココトモファーム〔於：ココトモワークス〕

(愛知県犬山市)

調査事項：農商工福の連携による「誰ひとり取り残さない居場所づくり」について

株式会社ココトモファームは愛知県犬山市の認定農業者であり、障害者雇用にも積極的に取り組んでいる。米の生産、販売のほか、自家製米粉を100%使ったグルテンフリーのバウムクーヘンの製造、販売、市民交流センターのカフェで製造工程や作業が簡単なライスバーガーの提供など、農商工福連携による取組を進めるとともに、全職員が一般就労で、障害の有無に関わらず同じ給与体系としている。また、児童発達支援事業所等にITシステムを提供する「株式会社ネットアーツ」、児童発達支援・放課後等デイサービスを運営する「株式会社まなぶ」を合わせたグループ全体で「誰ひとり取り残さない居場所を創る」取組を進めている。

農福連携推進フォーラムへの参加をきっかけに取組を始めた当初は、職員の負担や施設経費の増加に加え、将来的に農業で働きたいというニーズがないなどの困難に直面したが、農・商（販売）・工（加工業）・福の連携による取組が多様性のある雇用の創出、一人ひとりの障害特性に合わせた就農・就労先の提供につながった。

やりがいを感じられることや経済的な自立を目指すほか、ココトモファームを中心に地域全体がつながることを視野に入れた取組を行っている。シルバー人材センターとの交流やコラボ商品の開発、小学校でのゲストティーチャーなどつながりを生み出す取組を行うほか、人手が必要な農作業を体験イベント化することにより人手の確保にもつなげている。また、令和5年9月開所の就労継続支援B型事業所のココトモワークスでは、水稻栽培、果樹園でのブルーベリー栽培のほか、キャンプ場の管理なども行う予定である。

今後も「ココでトモだちになろう～人と違うことは素晴らしい、違っているからこそお互いを支え合える～」というコンセプトのもと、農商工福連携の取組が

地域創生につながることを目指して取組を展開していくとのことであった。

○調査日：令和5年8月31日

調査先：あいち・なごや強靱化共創センター（愛知県名古屋市）

調査事項：あいち・なごや強靱化共創センターの取組について

愛知・名古屋を中核とした中部圏は、南海トラフ地震などの地震災害や大規模な風水害などの発生が危惧される一方で、自動車産業をはじめとするものづくりを中心とした企業集積、国内外との物流ネットワークの要、高速鉄道網の結節点といった、社会にとって重要な機能が集中している地域である。

あいち・なごや強靱化共創センターは、その中部圏の社会・経済活動が大規模災害発生時においても維持されるための研究開発や事業を、産学官が戦略的に推進するため、産業界の協力を得て、愛知県、名古屋市、名古屋大学により平成29年6月に設立され、「産官学の英知を結集した研究機能」「地域の強靱化のコーディネート機能」「企業・県民・行政の防災活動の支援機能」の3つの機能を備えたセンターとして取組を進めている。

「産業防災研究会」や「中部防災推進ネットワーク」をはじめとした様々なネットワークを形成・連携強化し、防災・減災対策を実践しており、例えば、公共建築物の耐震化率は高くなっているが、住宅の耐震化が進んでいない現状等に対し、行政における防災対策を担う土木部局と減災対策を担う建築部局の橋渡し役となるほか、防災に対する意識を変えるため、ボトルネックがどこかを本音で話し合う「本音の会」の開催により、地域を守るための会話ができる環境ができたことで、自助・共助・公助に本気で取り組むことができるようになった。そうした取組の成果が生かされて、令和4年に豊田市で発生した明治用水の漏水問題に、適切に対応することができたとのことであった。

○調査日：令和5年8月31日

調査先：愛知県警察本部（愛知県名古屋市）

調査事項：愛知県における防犯対策・安全なまちづくりの取組について

愛知県警察が提供しているスマートフォンアプリ「アイチポリス」は、平成29年7月の愛知県ぼったくり防止条例が制定されたことを契機にぼったくり被害の防止アプリとして開発された。その後、令和2年10月に、様々な機能を盛り込む大幅なリニューアルを行った。

アプリの開発は、警視庁などにおいて実績がある企業が行い、開発費は1,133万円、サーバー維持費やプログラムの修繕費などを含めた年間の運営費は約323万円となっている。

「アイチポリス」の主な機能としては、警察が発信する防犯情報をひとまとめに

してわかる機能や犯罪、重大交通事故の発生状況がマップ上で確認できる機能、音声と画面で近くの人に知らせる痴漢撃退機能のほか、事前に登録した相手と位置情報を共有する機能などがある。以前は不審者情報をメールマガジンで配信していたが、地図上に表すことで、情報が伝わりやすくなった。

愛知県警察では、より多くの人にアプリを活用してもらうために、女性向け、子育て世帯向けなど対象に合わせた内容のチラシ作成やSNS、ホームページでの発信など様々な広報啓発活動を展開してきた。

令和2年のリニューアル後、ダウンロード数は徐々に伸び続けており、令和5年7月末時点で65,508ダウンロード、約1か月後の8月30日時点では、67,604ダウンロードとなっている。引き続き、アプリの普及拡大に向けて広報啓発活動を行っていくとのことであった。

○調査日：令和5年9月1日

調査先：静岡県議会〔於：ファルマバレーセンター〕（静岡県駿東郡長泉町）

調査事項：健康長寿・自立支援プロジェクトについて

静岡県では、平成14年の静岡がんセンターの開院を契機に、製薬企業等の研究拠点多い東部地域において、静岡がんセンターを中心に医療健康産業クラスターの形成を目指す「ファルマバレープロジェクト」を開始した。現在は、令和3年から令和7年までの5年間の計画期間とする第4次戦略計画に基づき、産学官金が連携して取組を展開しており、「世界一の健康長寿県の形成」を基本理念に、ものづくり・ひとづくり・まちづくり・世界展開の4つの視点から医療健康産業の活性化を図っている。約50社の地域企業が医療機器の開発分野に新規参入し、180件以上の製品化、事業化が実現するなどの成果が出ており、次の20年に向けて、医療城下町を地域住民主体の医療田園都市に発展させる取組が始まっているとのことであった。

ファルマバレープロジェクトの中核支援機関として平成15年4月に静岡がんセンターの敷地内に設置された「ファルマバレーセンター」の1階には、空きスペースを活用してファルマモデルルーム「自立のための3歩の住まい」が開設されている。重要な取組の一つである「健康長寿・自立支援プロジェクト」の一環で、ベッドを部屋の中央に配置し、トイレや浴室等に3歩で行ける環境で自立を促そうというコンセプトのもと、健康寿命が尽きた時にも、安心安全で自立した生活を過ごせる住宅を提案している。また、転倒時の衝撃を吸収するフローリング材の使用や、ロボットなどの新技術、通信媒体等の活用など、高齢者の自立に向けて開発された製品を体感することができる。昨年度には、国土交通省の補助金を活用し、一般住宅での活用を視野に入れた標準的な設計マニュアルを作成したとのことであった。

○調査日：令和5年9月1日

調査先：静岡県議会（静岡県静岡市）

調査事項：静岡県における防災・減災の取組について

静岡県では、「地震・津波アクションプログラム2013」に基づき、防潮堤や津波避難タワーの整備などのハード面の整備だけでなく、県民一人一人が、自分が住んでいる地域の災害リスクを確認し、それに応じた個人ごとの避難計画を立てる「わたしの避難計画」の作成等の推進や、津波浸水想定区域内の住民の早期避難意識の向上をはじめとしたソフト対策を行ったことで、当初の想定犠牲者の約8割となる約8万3,000人の減災を達成したと試算されている。令和5年からは「地震・津波アクションプログラム2023」により、「犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り健全に生活できる社会の実現」を基本理念として取組を進めているとのことだった。

また、平成30年7月豪雨を踏まえ運用が開始された総合防災アプリ「静岡県防災」は、緊急防災情報の伝達手段の多重化や地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援などを行うために、令和元年6月から運用が開始された。令和2年4月からは外国人県民に向けて11言語による防災情報の発信を開始するとともに、同年10月には感染症対策を踏まえ、アプリによる避難所入所受付や物資配布連絡の受信ができる避難所運営支援機能などが追加され、令和5年7月末までの5年間のダウンロード件数は26万3,221件となっている。加えて、コミュニティの希薄化などの課題を踏まえ、遊びながら防災について学べるゲーム・演習（DIG、HUG、イメージTEN）を活用して自主防災組織の育成、活性化に取り組むほか、公益信託による基金として平成14年に全国で初めて「災害ボランティア活動ファンド」を造成し、大規模災害時にボランティア受入れに係る初動経費を手当てし、迅速に資金確保できるようにしている。

さらに、仮想空間にデジタルツインとしての県土を構築する「VIRTUAL SHIZUOKA構想」により、3次元点群データを取得・蓄積し、オープンデータを活用して災害予測や災害復旧時の災害査定等に活用するなど、防災先進県を目指して防災・減災対策に取り組んでいるとのことであった。

3 本委員会の所管に係る主な動き

- 令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に変更された。
- 令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立した。（令和6年1月1日施行）
- 令和6年3月、感染症法の一部改正等を踏まえ、京都府は「京都府感染症予防計画」を改定した。

- 令和6年3月、京都府は地域における保健医療資源の充実と持続可能な医療提供体制の構築を目指し、令和6年度からの6年間を計画期間とする「京都府保健医療計画」を策定した。
- 令和6年3月、府、警察、市町村、府民等が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するための計画として、令和6年度からの5年間を計画期間とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」を策定した。
- 令和6年3月、京都府警がサイバー犯罪の捜査やサイバーテロ対策などを統括する「サイバー対策本部」を発足させた。
- 京都府は、救急医療を取り巻く環境の変化に対応するため、令和6年4月1日付で2病院を府内初の「高度救命救急センター」として指定し、2病院を救命救急センターとして追加指定した。

4 残された主な課題

本委員会の設置目的に掲げられた諸課題について、調査及び研究を進めた結果、なお引き続き調査及び研究を要する次のような課題が残されていると考える。

- 想定を超える災害が頻発する中、風水害や地震などの大規模災害に加え、感染症のまん延による複合災害等、あらゆる危機事象に適時的確に対応するための危機管理体制とハード・ソフト両面の基盤の整備・強化
- 危機事象が発生した際に高齢者等要配慮者に対応する体制づくり
- 人口減少社会における、新しい技術の活用を視野にいたした安心・安全な社会を実現するための取組

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 活動状況

(令和5年5月～令和6年5月)

年月日	区分	主な内容
5. 5.26	委員会	1 委員長の選任 2 副委員長の選任 3 副委員長の順位
6. 15	正副委員長会	1 出席要求理事者 2 確認事項 3 本日の委員会運営
6. 15	委員会	1 出席要求理事者 2 確認事項 3 所管事項に係る事務事業概要 4 今期の委員会運営方針 5 今後の委員会運営
6. 22	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
7. 3	委員会	1 所管事項の調査 「京都府における『安心・安全な暮らし』の実現に向けた取組について」 2 委員間討議 「今後の調査・研究テーマについて」 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営
8. 31 ～ 9. 1	管外調査	▷ 株式会社ココトモファーム [於：ココトモワークス] ▷ あいち・なごや強靱化共創センター ▷ 愛知県警察本部 ▷ 静岡県議会 [於：ファルマバレーセンター] ▷ 静岡県議会
9. 20	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
9. 29	委員会	1 所管事項の調査 「新型コロナウイルス感染症5類移行後の入院医療の提供体制について」 参考人：京都府立医科大学 名誉教授 中川 正法 氏 2 委員間討議 「今後の調査・研究テーマについて」 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営
12. 8	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
12. 19	委員会	1 所管事項の調査 「防災訓練・防災教育による災害への備えについて」 参考人：京都大学防災研究所 教授 矢守 克也 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
6. 3. 15	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営

年月日	区分	主な内容
6. 3.19	委員会	1 所管事項の調査 「認知症の人を地域で支えるための取組について」 参考人：京丹後市 健康長寿福祉部 長寿福祉課 課長 服部 智昭 氏 同課 包括ケア推進係（地域包括支援センター） 主査 橋本 知美 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
5.23	正副委員長会	1 臨時会中の委員会運営
5.23	委員会	1 中間報告 2 委員会活動のまとめ ※ 発言内容は別紙のとおり

委員会 7回
 正副委員長会 6回

管外調査 1回（2日）

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 管内外調査実施状況

1 管外調査

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
5	5. 8. 31 ～ 9. 1	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 株式会社ココトモファーム〔於：ココトモワークス〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工福の連携による「誰ひとり取り残さない居場所づくりについて ・ 施設視察 ▷ あいち・なごや強靱化共創センター <ul style="list-style-type: none"> ・ あいち・なごや強靱化共創センターの取組について ・ 施設視察 ▷ 愛知県警察本部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県における防犯対策・安全なまちづくりの取組について ▷ 静岡県議会〔於：ファルマバレーセンター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康長寿・自立支援プロジェクトについて ・ 施設視察 ▷ 静岡県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県における防災・減災の取組について

令和6年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（〇〇〇〇部） 6 閉会
3 日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 *報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告(政策提案・提言及び中間報告)
	3 委員会活動のまとめ(委員会活動の所感) ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会(毎月常任)

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報(議会だより、ホームページ、SNS)により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙2

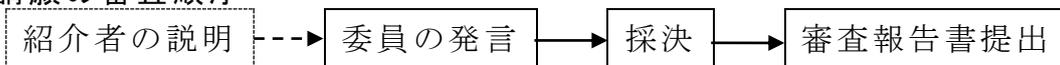
(2) 議案審査の流れ 別紙3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙6

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会の年間運営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 前期委員会活動報告書の配付
- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会**■ 常任委員会の毎月開催**

- ・報告事項の聴取
- ・所管事項の調査
- ・参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報**■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS**

- ・定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5月	5月臨時会 (5/24)	特別委員会設置、正副委員長互選
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同委員長会議 (6/3) ・ 初回特別委員会 (6/7) 	委員会運営の申合せの協議、確認 出席要求理事者決定、確認事項、 今期の委員会運営方針の協議
	6月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
7月	(毎月常任) (※2)	
8月	(毎月常任) (※2)	
	・ <u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)	
9、10月	9月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
11月	(毎月常任) (※2)	
12月	12月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)	
2、3月	(毎月常任) (※2)	
	2月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
4月	(毎月常任) (※2)	
5月	5月臨時会	【政策提案・提言としてまとめる場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案・提言 (報告書) の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 【政策提案・提言としてまとめない場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

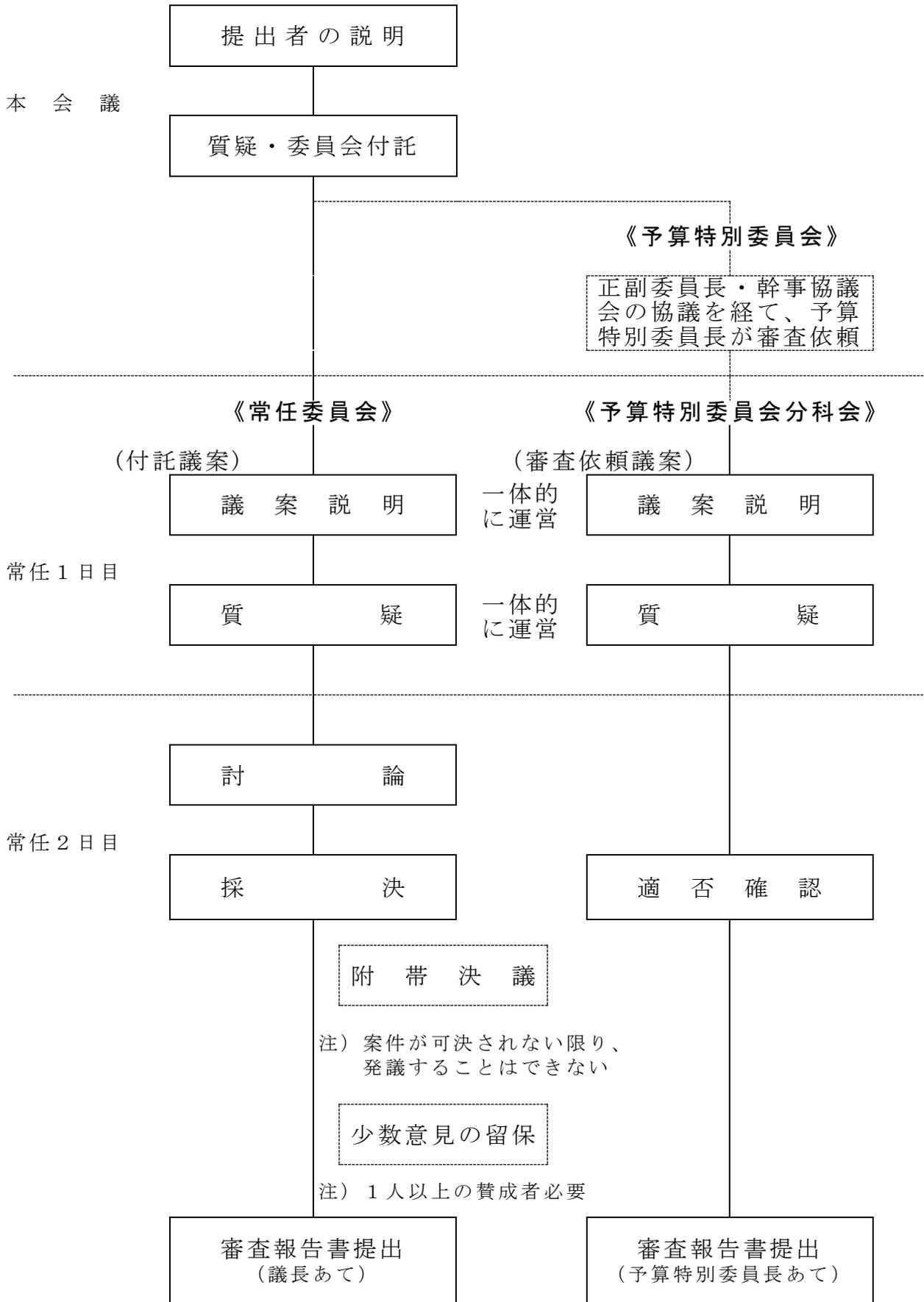
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案			
	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 （※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る） ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 （※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く）	その他	
予算	○			
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

- (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

- (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

- (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

- (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

- (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ^{*}の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

事 務 概 要

(令和6年度)

危 機 管 理 監
危 機 管 理 部

目 次

I	危機管理監・危機管理部の組織	1
	組 織 図	1
	事 務 分 掌	2
II	令和6年度危機管理部予算状況	3
	総 括 表	3
	主 要 事 項 等	4
III	危機管理部主要計画等	5
IV	危機管理部関係施設	7

危機管理監・危機管理部の組織

(令和6年6月1日)

危機管理監 (4)危機管理監、副危機管理監含む

危機管理監付 (2)

本庁	41人
地域機関	7人
計	48人
非常時専任職員	302人

危機管理部 (44)危機管理部長(危機管理監兼務)、危機管理部副部長(副危機管理監兼務)除く

危機管理総務課 (8)防災監含む

企画調整係

災害対策課 (15)

計画・救助係

情報・対策係

原子力防災課 (6)危機管理部副部長含む

原子力防災係

消防保安課 (8)参事(京都市派遣)含む

安全・救急係

府立消防学校 (7)

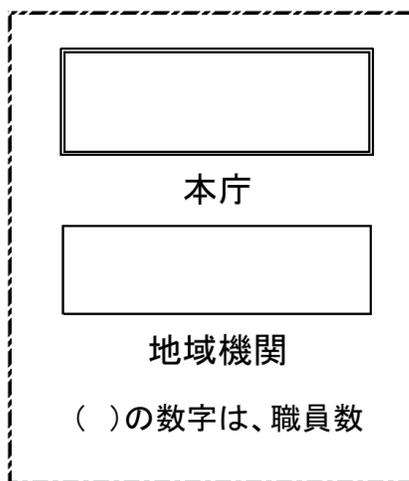
非常時専任職員

災害対策本部等要員 (11)
(第1号専任職員)

災害対策本部等初動要員(68)
(第2号専任職員(本庁))

災害対策支部等初動要員(126)
(第2号専任職員(支部))

災害対策支部等要員(97)
(第3号専任職員)



【事務分掌】

○危機管理監

(危機管理監付)

- 1 危機管理に関すること。

○危機管理部

(危機管理総務課)

- 1 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 部内の人事及び組織に関すること。
- 3 部に属する予算の経理に関すること。
- 4 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- 5 部内他課の主管に属さないこと。

(災害対策課)

- 1 防災計画及び災害対応の総括に関すること。
- 2 災害救助に関すること。
- 3 防災情報システム等に関すること。
- 4 国民保護その他危機管理対応に関すること。

(原子力防災課)

- 1 原子力の安全対策に関すること。

(消防保安課)

- 1 救急業務等の消防体制の支援に関すること。
- 2 地域防災力の向上に関すること。
- 3 火薬類、高圧ガス、電気工事等の保安に関すること。
- 4 消防学校に関すること。

Ⅱ 令和6年度 危機管理部予算状況

【総括表】

〈歳 出〉

(単位:千円、%)

款・項	本年度 当初予算額	前年度 当初予算額	対前年度	
			増減額	増減率
総務費	2,531,083	1,555,585	975,498	+62.7
防災費	2,531,083	1,555,585	975,498	+62.7
民生費	31,569	34,213	▲2,644	-7.7
災害救助費	31,569	34,213	▲2,644	-7.7
商工費	35,938	34,666	1,272	+3.7
商工業費	35,938	34,666	1,272	+3.7
土木費	365,344	489,000	▲123,656	-25.3
道路橋りよう費	365,344	489,000	▲123,656	-25.3
部計(A)	2,963,934	2,113,464	850,470	+40.2
府計(B)	995,031,000	1,030,220,000	▲35,189,000	-3.4
全体比(A/B)	0.3%	0.2%		

〈参考（経済対策分）〉

款・項	令和5年度 2月補正予算額	令和4年度 2月補正予算額	対前年度	
			増減額	増減率
総務費	16,000	691,000	▲675,000	-97.7
防災費	16,000	691,000	▲675,000	-97.7
土木費	-	-	-	-
道路橋りよう費	-	-	-	-
部計(A)	16,000	691,000	▲675,000	-97.7

【主要事項】

(単位:千円)

課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
危機管理総務課 災害対策課 消防保安課	きょうと防災・減災力強化事業費	1,410,900	災害に備えた訓練や仕組みづくり、防災教育等を通じた府民の防災意識向上により、オール京都であらゆる危機事象に強い体制を構築する。
危機管理総務課 消防保安課	わがまちの消防団強化・応援事業費	121,622	ふるさとレスキューなどの消防団の地域活動を支援するとともに、地域の民間企業等と連携した防災訓練や、大学生消防防災サークルの活動を支援するとともに、「消防団応援の店」制度等を推進し、引き続き消防団員の確保に取り組む。
災 害 対 策 課	危機管理センター整備費	107,000	自然災害や大規模事故等のあらゆる危機事象に迅速・的確に対応し、国等の応援受入にも対応できる常設の危機管理センターを整備する。
	大規模地震対応力強化事業費	16,000	本府の被災時における対応力の強化及び府民の生命に直結する備蓄物資の保管や輸送方法の最適化を実施する。
	防災教育強化事業費	5,000	防災に関する知識・技能を高め、災害時に適切な判断や行動ができる児童生徒を育成するとともに、災害時における子育て環境を改善する。
	マルチハザード情報活用促進事業費	6,901	災害時に一人ひとりが自らの安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムで提供している地域の災害危険情報等を随時更新するとともに、水害等避難行動タイムラインや防災マップ作成等への活用を促進し、地域防災力の向上を図る。
	近畿府県総合防災訓練等実施事業費	60,000	近畿2府7県合同による防災訓練及び緊急消防援助隊近畿ブロック合同防災訓練を実施し、大規模災害の発生時における広域的な防災体制を強化する。
	衛星通信系防災情報システム整備費	1,218,000	市町村、消防等の府内防災関係機関との確実な情報伝達体制を確保するため、老朽化している各拠点の衛星通信系防災情報システムの更新に向けた整備等を実施する。
原子力防災課	【一部2月補正】 原子力防災対策事業費	1,069,536 うち2月補正 16,000	原子力発電施設の周辺地域住民の安全確保のため、避難路の整備や資機材整備など、原子力災害発生時における避難体制の強化を図る。

Ⅲ 危機管理部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府地域防災計画	<p>災害対策基本法に基づき京都府防災会議が策定する、災害の予防対策・応急対策・復興対策を定めた総合的かつ基本的な計画</p> <p>①京都府の区域を管轄する指定地方行政機関、府、市町村、指定公共機関その他防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び京都府の概況と災害の記録</p> <p>②気象等観測、予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画</p> <p>③災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画</p> <p>④公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等災害復旧計画</p> <p>⑤市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>⑥その他必要な事項</p>	<p>策定： 昭和 38 年度</p> <p>改定： 令和 6 年 5 月</p>
原子力災害対策編	<p>原子力災害に係る防護措置や、災害復旧のために必要な対策について定めた計画</p> <p>①総則 計画の目的、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等</p> <p>②原子力災害事前対策計画 立入検査と報告の徴収、情報の収集・連絡体制等の整備、防災訓練等の実施等</p> <p>③緊急事態応急対策計画 活動体制の確立、避難、一時移転等の防護措置等</p> <p>④原子力災害中長期対策計画 被災者等の生活再建等の支援、被災中小企業・被災農林漁業者等に対する支援等</p>	<p>策定： 昭和 56 年度</p> <p>改定： 令和 6 年 5 月</p>
京都府国民保護計画	<p>国民保護法に基づき、武力攻撃等、緊急時の予防対策・応急対策を定めた計画</p> <p>①府の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項</p> <p>②府が実施する国民保護措置に関する事項</p> <p>③国民保護措置を実施するための訓練及び物資・資材の備蓄に関する事項</p> <p>④市町村国民保護計画・指定地方公共機関国民保護業務計画の基準となる事項</p> <p>⑤国民保護措置を実施するための体制に関する事項</p> <p>⑥他の地方公共団体その他関係機関との連携に関する事項</p>	<p>策定： 平成 17 年度</p> <p>改定： 平成 30 年 6 月</p>

名称	内容	備考
第三次京都府戦略的 地震防災対策指針	<p>地震被害の軽減・抑止を図るため、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、戦略的に地震防災対策を推進することを目的に指針を策定</p> <p>その後に発生した地震災害で顕在化した課題や、南海トラフ地震・直下型地震が発生する可能性が高まってきたこと等に対応するため、令和2年度に2度目の計画期間中での改定</p> <p>① 基本理念 南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守る。</p> <p>② 減災目標 府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減する。</p> <p>③ 重点的取組 「府民の生命と財産を守る」「災害対応体制を強化する」「地域力を高める」「京都らしさを守る」の4項目を「重点的取組」と位置付け、基本理念の実現を目指す。</p>	<p>計画期間： 令和2～11年度 (10年間)</p> <p>第二次指針 平成27～36年度</p> <p>第一次指針 平成21～30年度</p>
第三次京都府戦略的 地震防災対策推進プラン	<p>上記指針で定めた減災目標を達成するため、指針で体系化した、目標達成のための6つの政策目標・17の目標・55の施策項目及び333事業を推進するために策定</p> <p>①地震等に強い京都のまちづくり ・防災拠点施設、学校施設の耐震化 など</p> <p>②地震等に強い京都の人づくり ・家庭、地域、学校での取組 など</p> <p>③地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心 ・住まいの耐震診断、耐震改修 など</p> <p>④行政等の災害対応対策の向上 ・災害対策本部の設置・運営の強化 など</p> <p>⑤京都経済・活力の維持、迅速な復旧・復興の実現 ・京都全体のBCPの推進 など</p> <p>⑥京都らしさを保った復旧・復興の実現 ・観光客等の保護 など</p>	<p>計画期間： 令和2～6年度 (5年間)</p> <p>第二次プラン 平成27～31年度</p> <p>第一次プラン 平成22～26年度</p>

名称	内容	設置根拠	代表者
京都府国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び意見具申を行う。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	会長 西脇知事
京都府防災会議	京都府地域防災計画の作成及び実施、防災に関する重要事項の審議及び意見具申、災害発生時における関係機関相互の連絡調整等を行う。	災害対策基本法	会長 西脇知事

事務概要

(令和6年度)

京都府文化生活部
京都府文化施設政策監

目 次

I 組	組 織	1
	組 織 図	1
	事 務 分 掌	2
II	令和6年度予算状況	4
	総 括 表	4
	主 要 事 項 等	5
III	主 要 計 画 等	14
IV	関 係 施 設	16

I 組織

【組織図】

令和6年4月1日現在

本庁課	担当	地域機関等				
【文化生活部】						
人権啓発推進室(10)	企画・推進係					
文化政策室(25) (企画調整理事含む)	文化企画係 政策推進係 文化連携推進係	京都学・歴彩館 (33) (京都文化財団派遣) (2)				
文化生活総務課(27) (部長、副部長含む)	総務企画係 経理係 府民協働係	自転車競技事務所 (5) 植物園 (31) (文化庁派遣) (5) (宇治市派遣) (1)				
文化芸術課(18)	文化の人づくり係 芸術振興係 地域文化振興係					
スポーツ振興課(13)	企画係 交流推進係	体育館 (6)				
文教課(19)	幼稚園・専修学校係 小・中・高校係 経営支援・宗教法人係					
安心・安全まちづくり推進課(12)	防犯・交通安全係	交通事故相談所				
男女共同参画課(14) (副部長含む)	企画・地域支援係 女性活躍・ワーク・ライフ・ バランス推進係					
府民総合案内・相談センター(3)	総合案内・相談係					
消費生活安全センター(13)	企画・啓発係 相談・情報係 調査・指導係					
生活衛生課(18)	生活営業係 食品衛生係 動物愛護係	動物愛護センター (5)				
【文化施設政策監】						
文化施設政策監付(20) (文化施設政策監含む)						
<table border="1"> <tr> <td>本 地 派</td> <td>域 機 関</td> <td>庁 関 遣</td> <td>192 80 8</td> </tr> </table>		本 地 派	域 機 関	庁 関 遣	192 80 8	計280人
本 地 派	域 機 関	庁 関 遣	192 80 8			

【事務分掌】

■文化生活部

【人権啓発推進室】

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 人権啓発の推進に関する事。
- (3) 同和事業の整理等に関する事。

【文化政策室】

- (1) 文化行政の企画及び連携推進に関する事。
- (2) 生涯学習（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 文化財を守り伝える京都府基金に関する事。
- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関する事。
- (5) その他文化行政（他課及び教育委員会の所管に属するものを除く。）に関する事。

【文化生活総務課】

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関する事。
- (3) 社会貢献活動の促進に関する事。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関する事。
- (5) 府民参画の推進に関する事。
- (6) 自転車競技事務所に関する事。
- (7) 京都府立植物園に関する事。
- (8) 部内の人事及び組織に関する事。
- (9) 部に属する予算の経理に関する事。
- (10) 部の広聴及び広報の総括に関する事。
- (11) 部内他課の主管に属さない事。

【文化芸術課】

- (1) 文化を担う人材の育成及び文化の次世代への継承に関する事。
- (2) 文化に関する創造的活動の促進に関する事。
- (3) 文化を生かした産業及び地域の振興に関する事。
- (4) 文化団体等に関する事。

【スポーツ振興課】

- (1) 府民スポーツ（教育委員会の所管に属するものを除く。）の振興に関する事。
- (2) スポーツに係る国際大会の誘致等に関する事。
- (3) 府民スポーツの奨励育成に関する事。
- (4) 京都府府民スポーツ振興基金に関する事。
- (5) 京都府立体育館及び京都府立京都スタジアムに関する事。

【文教課】

- (1) 私立学校に関する事。
- (2) 私立専修学校に関する事。
- (3) 私立各種学校に関する事。
- (4) 学校法人に関する事。
- (5) 宗教法人に関する事。
- (6) その他文教に関する事。

【安心・安全まちづくり推進課】

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関すること。
- (7) 交通事故相談所に関すること。
- (8) 自動車運転代行業に関すること。

【男女共同参画課】

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 女性の活躍の推進に関すること。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

【府民総合案内・相談センター】

- (1) 府民総合案内に関すること。
- (2) 府民相談に関すること。

【消費生活安全センター】

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関すること。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関すること。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関すること。
- (4) 消費生活協同組合に関すること。
- (5) 金融広報に関すること。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関すること。
- (7) 商品テストに関すること。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関すること。

【生活衛生課】

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関すること。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関すること。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関すること。
- (10) 京都府動物愛護センターに関すること。
- (11) 住宅宿泊事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関すること。

■文化施設政策監

【文化施設政策監付】

- (1) 文化施設等に係る政策及び整備の推進に関すること。

Ⅱ 令和6年度 文化生活部予算状況

【総括表(一般会計)】 ※()内令和5年度2月補正予算含む

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
使用料及び手数料	257,724		416		68,881	80					50,548	137,799
国庫支出金	11,047,690 (11,127,690)	271,568	166,007 (246,007)		66,500	10,415,573	1,000	51,808		60,354	14,880	
財産収入	3,874	795	2,839	4	236							
寄附金	411,990 (511,990)		46,000 (146,000)		59,050		6,200	540				300,200
繰入金	87,330		77,458	9,872								
諸収入	224,774 (231,774)	52,622	22,147		134,556 (141,556)	713		1,000		250	5,836	7,650
計	12,033,382 (12,220,382)	324,985	314,867 (494,867)	9,876	329,223 (336,223)	10,416,366	7,200	53,348		60,604	71,264	445,649

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全 まちづくり 推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
総務費	6,350,502 (6,557,502)	217,220	2,160,113 (2,360,113)	2,162,826	605,742 (612,742)	2,351	376,135	156,179	34,586			635,350
民生費	352,720	352,720										
衛生費	308,262			196,651							111,611	
労働費	789							789				
商工費	235,258			119,052					116,206			
教育費	32,998,881			134,848	28,789	32,534,244						301,000
計	40,246,412 (40,453,412)	569,940	2,160,113 (2,360,113)	2,613,377	634,531 (641,531)	32,536,595	376,135	156,968	34,586	116,206	111,611	936,350

【総括表(収益事業特別会計)】

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	備 考
収益事業収入	24,423,770	競輪事業収入
使用料及び手数料	858	競輪場売店使用料
財産収入	14	向日町競輪場施設等整備基金運用利子
繰越金	1,168,060	前年度からの繰越金
諸収入	393,266	場外開催受託事業収入等
計	25,985,968	

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	備 考
競輪事業費	25,469,836	競輪場運営に要する経費
繰出金	100,000	一般会計への繰出金
諸支出金	4,297	地方公共団体金融機構納付金
予備費	411,835	予備費
計	25,985,968	

【主要事項等】(令和5年度2月補正予算含む)

1 人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組

事業名	人権啓発費	担当課	人権啓発推進室
予算額	140,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、それぞれの幸福を最大限に追及することができる共生社会の実現を図るため、様々な人権課題に関する啓発・相談等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 啓発・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた啓発・広報 ・ ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどのイベント開催 ・ インターネット上の人権侵害への対応 ・ 人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)の実施 等 <p>(2) 市町村支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発指導者養成研修会の実施 ・ インターネットによる人権侵害対策研究会の開催 ・ 市町村が実施する人権啓発事業に対する助成 等 		

2 文化力による未来づくりに向けた取組

事業名	文化力による未来づくり事業費	担当課	文化政策室、文化芸術課
予算額	1,271,201千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策を総合的に推進する施策を実施し、心豊かでより質の高い府民生活及び各地域の活性化の実現を目指す。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)文化活動を担う人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府域で文化に関わる(担う・支える・楽しむ)人が増え、その裾野が広がることを目指す取組の実施 <p>(2)文化の保存及び継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の行催事や文化財の価値を理解するとともに、大切に守り、継承していく活動に携わる人が増え、関心が高まることを目指す取組の実施 <p>(3)新たな文化の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都の文化と最先端技術をはじめとする多彩な分野との交流が、京都府のいたるところで生まれることを目指す取組の実施 <p>(4)文化資源を生かした地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人材による支援のもとで、地域における文化活動が活発になることを目指す取組の実施 <p>(5)文化資源を活用した経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都が、作品の制作から販売まで行う場であると国内外から認識され、文化に関係する人が集まるとともに、京都から世界に通じる人が輩出されること、さらには文化を基軸とした産業の振興を目指す取組の実施 <p>(6)多様な京都の文化の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本が世界から注目される国際的なイベント等を契機として、京都文化の発信を進めることを目指す取組の実施 <p>(7)文化活動を支える基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化活動を専門人材が支援する仕組みを構築することで、文化の「つくり手」「受け手」双方の水準を向上させるとともに、府内各地域の文化活動の活性化を目指す取組の実施 		

3 文化の力で世界に貢献する京都の実現に向けた取組

事業名	京都文化力世界発信事業費	担当課	文化政策室、文化芸術課
予算額	210,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>誰もが親しみやすい文化である音楽やアートを京都から世界に発信</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) Music Fusion in Kyoto 音楽祭の開催</p> <p>Music Fusion in Kyoto 音楽祭プレコンサート(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年開催に向けた機運醸成のため、府内各地で室内楽コンサートや府内小中学生を対象にした公演・指導等を実施するプレイベント等を開催 <p>(2)「京都国際アートフェア」の開催</p> <p>①「Art Collaboration Kyoto」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Art Collaboration Kyoto の開催により誘客したギャラリー、コレクター等を、連動して実施する各種フェアとマッチングさせることにより、京都の若手作家育成の仕組みを構築 <p>②「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で活躍する京都ゆかりの芸術家が主体となり、芸術家自身が出展者として展示販売する京都創発のアートフェアを開催 <p>③「京都アトラウンジ」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手芸術家の作品販売や企業の制作支援等へ繋げるため、若手芸術家と芸術活動に関心を持つ企業経営者等との交流会を開催 <p>④「Kyoto Art for Tomorrow(新鋭選抜展)」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本画、洋画、工芸等の分野を超えた幅広い芸術分野を対象に、京都を中心に活躍する若手芸術家の選抜展を開催 		

4 地域の多様な主体の協働による地域課題解決に向けた取組

事業名	地域交響プロジェクト推進費	担当課	文化生活総務課
予算額	281,833千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>地域の課題に府・市町村等と連携・協働して対応できる地域団体を育成する仕組みを構築し、安心・安全な暮らしを支える地域づくりを推進</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)地域交響プロジェクト交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に地域の支えを必要とする重要課題(子育て、要配慮者支援、防災、多文化共生、移住促進等)の解決を支援 ・地域課題全般の解決を対象とし、伴走支援・基盤強化事業とあわせて、自立的な事業運営を支援 ・地域の総合的な問題解決に取り組む自治会・NPO等の協働体(協働推進型プラットフォーム)の形成を支援 ・災害時の被災地復旧活動を支援 <p>(2)伴走支援・基盤強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等による支援や財源・人材確保等に関するセミナーによる支援 ・地域コミュニティが地域で抱える課題を掘り起こし、その解決方法や目指すべき方向性を共有するため、地域に関わる多様な主体が対話する場の設置等を支援 		

5 誰もが親しみ夢が広がるスポーツの振興に向けた取組

事業名	京のスポーツ・スタジアム夢づくり事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	10,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>子どもたちがスポーツを通じて夢や希望を持てるよう、府内プロスポーツチームと連携したスポーツ体験教室や、様々な競技のトップアスリートとの交流等を促進することで、スポーツの裾野拡大となる取組を展開</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サンガスタジアムby KYOCERAにおいて、府内プロスポーツチームに所属するトップアスリート等を招聘し、子どもたちが様々な競技種目を、アスリートと体験できる交流会を実施 		
事業名	京のジュニアスポーツアカデミー構想推進事業費	担当課	スポーツ振興課
予算額	1,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>少子化の中でも、将来にわたりすべての子どもたちがやりたいスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けた施策を推進</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会議の開催や民間スポーツ団体等へのヒアリングを実施 		

6 私立学校の振興等に向けた取組

事業名	私立学校教育振興補助金	担当課	文教課																
予算額	30,517,788千円																		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>私立学校が京都府の学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の教育費負担を軽減</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)私立高等学校あんしん修学支援事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減 <p>(2)奨学のための給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県民税及び市町村民税非課税世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費を給付 <p>○予算の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校運営費補助等</td> <td>21,322,356</td> </tr> <tr> <td>中学校運営費補助</td> <td>2,848,441</td> </tr> <tr> <td>小学校運営費補助</td> <td>1,336,593</td> </tr> <tr> <td>幼稚園運営費補助等</td> <td>4,341,625</td> </tr> <tr> <td>専修・各種学校教育振興補助等</td> <td>91,505</td> </tr> <tr> <td>私学関係団体補助</td> <td>577,268</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30,517,788</td> </tr> </tbody> </table>			区分	予算額(千円)	高等学校運営費補助等	21,322,356	中学校運営費補助	2,848,441	小学校運営費補助	1,336,593	幼稚園運営費補助等	4,341,625	専修・各種学校教育振興補助等	91,505	私学関係団体補助	577,268	計	30,517,788
区分	予算額(千円)																		
高等学校運営費補助等	21,322,356																		
中学校運営費補助	2,848,441																		
小学校運営費補助	1,336,593																		
幼稚園運営費補助等	4,341,625																		
専修・各種学校教育振興補助等	91,505																		
私学関係団体補助	577,268																		
計	30,517,788																		

7 犯罪被害者等支援の推進に向けた取組

事業名	犯罪被害者等支援総合対策事業費	担当課	安心・安全まちづくり推進課
予算額	12,429千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、犯罪被害者等への支援の更なる充実を図るため、新たな支援体制の構築、(公社)京都犯罪被害者支援センターの体制機能強化、支援を行う人材の育成、生活再建支援や法的援助助成、社会機運の醸成に資する事業を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関が支援内容を協議し進める支援調整会議の設置 ・ 個々の犯罪被害者等の状況に応じた支援をコーディネートする社会福祉士の配置 ・ 京都犯罪被害者支援センターの体制の充実・強化 <p>(2) 犯罪被害者等生活再建支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の生活再建に必要な転居費用の助成 <p>(3) 犯罪被害者等法的援助助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等が当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用等の助成 <p>(4) 犯罪被害者等支援府民理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等支援に対する府民の理解増進のための啓発 		

8 男女共同参画社会の推進に向けた取組

事業名	女性活躍総合支援事業費	担当課	男女共同参画課
予算額	118,218千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>京都ウィメンズベース・マザーズジョブカフェ・京都府男女共同参画センターの3所が連携し、女性活躍をワンストップで支援するとともに、性別に関わらず様々な困難・課題を抱える方への支援を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 京都ウィメンズベース事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における女性活躍や多様な働き方導入に関する相談・研修・制度整備等の支援や「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の拡大 ・ 企業の意思決定に参画できる役職への女性登用を推進するため、企業の中核人材となる女性の育成研修等を実施 <p>(2) マザーズジョブカフェ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援 <p>(3) 京都府男女共同参画センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談、男性相談の実施 ・ 女性の社会参画支援のため、起業支援や地域における女性支援等を実施 <p>(4) 女性つながりサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体による無料のカウンセリング・電話相談・SNS相談・伴走支援等を実施 		

9 消費者行政の推進に向けた取組

事業名	消費者あんしんサポート事業費	担当課	消費生活安全センター
予算額	44,532千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)市町村相談センター支援事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート ・府全域のリアルタイムな情報共有 ・市町村相談センターの運営に対する助成 ・近畿府県合同での調査・指導 等 <p>(2)消費者被害防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法等被害の未然防止を図るため、見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施 ・市町村見守りネットワークの活動支援 等 <p>(3)成年年齢引下げ対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引下げ対策として、学校等における消費者教育の支援や、若年者を対象とした悪質商法等による消費者被害防止対策を実施 <p>(4)消費者教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の展開 		

10 食の安心・安全確保に向けた取組

事業名	きょうと「食の安心・安全」確保事業費	担当課	生活衛生課
予算額	16,455千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>食の安心・安全行動計画等を踏まえ、関係部局が連携し、食品表示の適正化、食に関する情報発信、食品衛生監視指導等を強化することにより、府民の食への信頼を確保</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)食品衛生監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化を踏まえ、事業者に衛生管理の手法について啓発を行うとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」等による自主衛生管理の推進、食品衛生監視機動班による事業者への監視・指導の実施や食品等の放射性物質、添加物等の検査項目を充実し、食の安心・安全を確保 <p>(2)食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内に流通している食品等の検査を行い、その結果を定期的に公表することで食の安心・安全を確保 <p>(3)遺伝子組換え食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DNA検査機器により遺伝子組換え食品の分析を実施し、表示内容の検査を行うことにより食の安心・安全を確保 <p>(4)拠点保健所業務管理基準(GLP)導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GLP(業務管理基準)の導入により、精度管理体制を構築するとともに検証体制を整備し、検査の信頼性を確保 		

11 京都府立植物園の次の100年に向けた新たな取組

事業名	植物園100周年記念事業費	担当課	文化施設政策監付、文化芸術課
予算額	243,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>令和6年1月1日に開園100周年を迎えた府立植物園において、更なる魅力を創出する記念事業を実施するとともに、次の100年に向けた新たな植物園の取組を開始</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)植物園100周年記念祭等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100周年記念祭(記念式典、シンポジウム等) ・メディアアートプロジェクト ・季節ごとの植物の魅力を発信する特別展示 <p>(2)子どもはぐくみゾーンの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが楽しく遊びながら植物について学べるエリアや、子どもトイレ・授乳室を整備 <p>(3)京都植物誌プロジェクトの始動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都の植物多様性保全を推進するため、府内植物証拠標本を網羅した「京都植物誌」の制作に向け、ボランティアの新規募集や研修、植物調査等を実施 		

12 北山エリア整備に向けた取組

事業名	北山エリア整備関連事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	15,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>北山エリアの整備内容について幅広く周知・理解促進を図るため、必要な調査・検討を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の整備内容や事業手法の調査・検討 ・専門家会議の開催 ・北山エリア全体の整備内容の周知・理解促進 等 		

13 北部医療センターの機能強化に向けた取組

事業名	北部医療センター地域医療連携機能強化検討費	担当課	文化施設政策監付
予算額	1,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府立医科大学大学院北部地域医学コースの設置や府立看護学校建替整備等の動向を踏まえ、北部地域における医療機関の連携や人材育成の強化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部医療センターを中心に、北部地域における各病院の役割分担や病院間の連携、人材の養成・確保を強化するための調査・検討等を実施 		

14 「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備に向けた取組

事業名	「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備応援事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	300,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府立医科大学附属病院と京都大学医学部附属病院、ドナルド・マクドナルド・ハウス財団が共同で整備を進める「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」について、ふるさと納税制度を活用した財源確保を支援</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集 		

15 向日町競輪場再整備に向けた取組

事業名	向日町競輪場老朽化施設解体費	担当課	文化施設政策監付
予算額	659,000千円(債務負担行為760,000千円)		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>「向日町競輪場基本構想」を踏まえた向日町競輪場の再整備を行うため、老朽施設の解体を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンク、スタンド、投票所、選手宿舍など老朽施設の全面的、段階的な解体、除却を実施 		

(その他の主要事項等)

(単位:千円)

	課名	事項	予算額	事業の概要
1	人権啓発推進室	隣保館運営等助成費	352,720	隣保館の運営・活動の助成等
2	文化政策室 文化芸術課	京都の文化次世代継承事業費	102,000	「文化の心」の次世代への継承を図るため、茶道、華道等の生活文化や地域の伝統文化、食文化を深く知る機会を創出
3		文化連携推進事業費	4,000	文化庁京都移転を契機として、行政、経済界、文化団体等がオール京都で全国のモデルとなる新たな文化施策を検討するとともに、一体的な発信を実施
4		こころのふるさと京都の文化財保護事業費	85,900	学術上又は文化的価値の高い貴重な文化財の保全を図るため、「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附金等を活用しながら、未指定文化財を含む文化財の保存、修理、防災対策等を総合的に推進
5		祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金	15,000	祇園祭山鉾懸装品のうち文化財的価値が高く、大型で貴重な前掛・胴掛・見送りなどの懸装品を退役保存するため、その代替として現代の意匠・染織技術の粋を集めた懸装品新調事業に対して補助
6	文化生活総務課	きょうと地域創生活動推進事業費	10,000	府民一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指し、府民全体で地域創生に取り組む機運を醸成するため、「きょうと地域創生府民会議」が実施する「府民交流フェスタ」の開催を支援
7	スポーツ振興課	スタジアムわいわい絆づくり推進事業費	5,000	スタジアムのにぎわいづくりのため、TEAM京都コンソーシアムや京都サンガF.C.ホームタウンなどと連携し、府内全体でホームゲームを盛り上げる取組を推進
8	文教課	未入園児保育支援事業費	76,000	私立幼稚園の施設や機能を活用した育児中の保護者向けの子育て相談や育児教室、2歳児受け入れ等の実施を促進することで、育児期の不安の軽減・解消を図る。
9		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	8,934	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実を図る。
10	安心・安全まちづくり推進課	防犯まちづくり推進事業費	6,490	地域防犯活動の拠点「府民協働防犯ステーション」や地域を守る子ども・地域安全見守り隊の活動支援等、地域防犯力向上に向けた取組等を実施
11		未来へつなぐ交通安全推進事業費	2,500	交通事故で亡くなった交通巡視員のご遺族からの寄附を活用し、交通事故をなくすための安全教育を実施
12		初期段階再犯防止強化事業費	2,000	軽微な罪を犯した人の立ち直りを支援するため、本来必要な福祉的支援に早期かつ適切につなぐ取組等を実施

(単位:千円)

	課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
13	男女共同参画課	ドメスティック・バイオレンス 対策事業費	4,619	ドメスティック・バイオレンスの被害者支援や予防・啓発等 を実施
14	府民総合案内・相談 センター	府民総合案内・相談セン ター運営費	33,332	府民総合案内・相談センターの運営及び府民相談等を実 施

Ⅲ 文化生活部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)	一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針を策定	計画期間： 平成28～令和7年度 (10年間)
京都府文化力による未来づくり基本計画	文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策をより総合的に推進するため、「京都府文化力による未来づくり条例」第7条に基づき策定 ※京都府文化力による未来づくり基本計画については、6月定例会で新たに上程する「文化が生きる京都の推進に関する条例(案)」に基づき見直し予定。	計画期間： 令和元～5年度 (5年間)
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、再犯防止施策、犯罪被害者支援を実施するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき策定 ※「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画及び「京都府犯罪被害者等支援条例」第9条に規定する犯罪被害者等支援推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)
第11次京都府交通安全計画	府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)
京都府自転車安全利用促進計画	自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第7条に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)
京都府男女共同参画計画—KYOのあけぼのプラン(第4次)	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)

名称	内容	備考
京都女性活躍応援計画	<p>経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）とが連携して発足した女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」により策定。本会議で採択した4つの行動宣言に基づき取り組むことにより、男女が共に多様な生き方・働き方を実現し、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。</p> <p>※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第1項に基づく京都府の推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 平成28～令和7年度 (10年間)</p>
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	<p>府民の連携・協働のもと、安心・安全な消費生活を実現するため、「京都府消費生活安全条例」第7条に基づき策定</p> <p>※「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく京都府の消費者教育推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 令和4～6年度 (3年間)</p>
京都府食品衛生監視指導計画	<p>年度内に実施する監視指導の内容を定めるとともに、「京都府食の安心・安全行動計画」の食品衛生に係る施策目標を達成するため、「食品衛生法」第24条に基づき策定</p>	<p>計画期間： 令和6年度 (1年間)</p>
京都府動物愛護推進計画	<p>動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき策定。令和2年4月に示された動物愛護管理基本指針（環境省）に基づき、令和3年3月に一部を改定</p>	<p>計画期間： 令和3～令和12年度 (10年間)</p>

IV 関係施設

施設名	府 立 植 物 園	府 立 陶 板 名 画 の 庭
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町
電話番号	075-701-0141(代)	075-724-2188
施設の特徴	植物を育成栽培して公開し広く府民の“いこいの場”“教養の場”として、大正13年1月1日に開園した国内を代表する総合植物園	名画の造形と色彩を忠実に再現し、永く保存できるように作られた陶板画8点を展示した安藤忠雄氏の設計による絵画庭園
設置年月	大正13年1月	平成6年3月
敷地面積	約240,000㎡	2,849㎡
延床面積	—	—
施設の内容	保有植物 約12,000種 入園料 温室観覧料 一般 200円 200円 高校生 150円 150円 ※年間パスポートあり（一般1,000円、高校生750円、有効期間1年） ※中学生以下は無料 ※70歳以上の方、障害のある方とその介護者は免除（証明するものが必要）、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設 ※植物園と陶板名画の庭との共通入園券を使用される場合 入園料 一般 250円 高校生 200円 開園 9:00～17:00 (入園は16:00まで) 休園日 年末年始	ミケランジェロ作「最後の審判」等を展示 入園料 一般 100円 ※中学生以下は無料 ※70歳以上の方、障害のある方とその介護者は免除（証明するものが必要）、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設 ※植物園と陶板名画の庭との共通入園券を使用される場合 入園料 一般 250円 高校生 200円 開園 9:00～17:00 (入園は16:30まで) 休園日 年末年始
運営者・管理者	府直営	北山街協同組合
担当	文化生活総務課（文化施設政策監付）	文化政策室

施設名	府 立 京 都 学 ・ 歴 彩 館	府 立 ゼ ミ ナ ー ル ハ ウ ス
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-29	〒601-0533 京都市右京区京北下中町鳥谷2
電話番号	075-723-4831	075-854-0216
施設の特徴	京都の歴史・文化の研究支援、学習・交流機能や京都に関する資料を総合的に収集、保存、公開する北山の新文化・学習交流拠点	自然豊かな環境の中で、大学生をはじめ高齢者から子どもまで多世代を対象とする宿泊が可能な研究討議や生涯学習研鑽の場
設置年月	平成28年12月	昭和51年9月
敷地面積	約13,400㎡	90,098㎡
延床面積	約24,000㎡	4,492㎡
施設の内容	○交流フロア（1階） ・大ホール484席、小ホール100席、学習室83席 ・展示室、京都学ラウンジ、京都学デジタル資料閲覧コーナー ○探究フロア（2階） 京都学・歴彩館、府立大学、府立医科大学が収蔵する図書資料、古文書等約106万冊点、学術雑誌約2,000種を閲覧可能 ○開館 平日：9:00～21:00 ※京都学ラウンジは18時まで 土日：9:00～17:00 ○休館日 毎月第2水曜日、祝日法に定める休日、年末年始、蔵書整理期間	総合ゼミ室（定員280人） 1室 ゼミ室（洋室）（定員20～64人） 5室 ゼミ室（和室）（定員4～40人） 10室 ゼミ室料金（1日）1,400円～45,500円 宿泊室（定員143人） 運動広場：ゲートボール1面、テニス2面（バレーボール、バドミントン兼用）、レンタルサイクル50台、オリエンテーリングコース2～5km、キャンプファイヤー（7月～9月） 休館日：1月～2月の第3月曜日、年末年始
運営者・管理者	府直営、一部指定管理者（コガレ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体）	一般財団法人 京都ゼミナールハウス
担当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	大 山 崎 山 荘	府立文化芸術会館
所在地 ・ 電話番号	〒618-0071 乙訓郡大山崎町字大山崎銭原5-3 075-957-3123(代)	〒602-0858 京都市上京区寺町通広小路下ル東桜町1 075-222-1046
施設の特徴	天王山地域において、昭和初期に建てられた山荘が美術館としてよみがえり、自然と山荘、庭園が調和した府民の生涯学習の場	文化芸術を愛する人々に発表と交流の場を提供するなど京都における文化芸術創造活動のための専門施設
設置年月	平成8年4月	昭和45年1月
敷地面積	15,617 m ² (うち府所有 10,135 m ²)	4,468 m ²
延床面積	—	4,388 m ²
施設の内容	大山崎山荘周辺庭園(京都府所有) 琅玕洞(トンネル)、旧車庫(現休憩所)、栖霞楼(物見塔)は平成16年に登録有形文化財に登録 入園料 無料 大山崎山荘美術館(アサヒビール(株)所有) ・常設展 山本(アサヒ初代社長)コレクション、モネの名作「睡蓮」を展示 ・企画展 入館料(団体割引) 一 般 900円(800円) 高・大学生 500円(400円) 小中学生 無料 ※障害者手帳をお持ちの方 300円 開園(開館) 10:00～17:00 休園日(休館日) 月曜日、年末年始	ホ ー ル 419席 展 示 室 2室 会 議 室 4室 開 館 9:00～21:30 休 館 日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人アサヒグループ財団	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	府立府民ホール (アルティ)	府立堂本印象美術館
所在地 ・ 電話番号	〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1 075-441-1414	〒603-8355 京都市北区平野上柳町26-3 075-463-0007
施設の特徴	優れた文化芸術活動の場を提供し、府民の文化の向上に寄与するため整備された舞台芸術発表のためのホール	京都が生んだ世界的芸術家堂本印象画伯が、生涯にわたって創造した多彩な芸術作品(約2,000点余収蔵)を一堂に集めた美術館
設置年月	昭和63年10月	平成4年4月
敷地面積	4,473 m ² (公館含む)	2,435 m ²
延床面積	5,382 m ² ()	1,267 m ²
施設の内容	ホ ー ル 1階 460席 2階 100席 ホール全体が94面に分割された電動昇降床で構成されており、多彩な空間演出が可能 開 館 9:00～21:30 休 館 日 毎月第1・3月曜日 年末年始 特定天井対策等工事のため、令和6年8月末まで休館中	入 館 料 一 般 510円 高 大 生 400円 小 中 学 生 200円 ※ 65歳以上の方、障害のある方は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 開 館 9:30～17:00 休 館 日 毎週月曜日 年末年始
運営者・管理者	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)	公益財団法人 京都文化財団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 京 都 文 化 博 物 館	府 丹 後 文 化 会 館
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒604-8183 京都市中京区三条高倉 075-222-0888	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 1030 0772-62-5200
施設の特徴	平安建都 1200 年を記念し開館。京都の歴史・文化や国内外の美術・工芸を展示する総合文化施設	丹後地域の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 6 3 年 1 0 月	昭和 5 5 年 4 月
敷地面積	4, 7 9 0 m ²	7, 6 9 8 m ²
延床面積	1 5, 8 5 4 m ²	2, 6 2 7 m ²
施設の内容	総合展示 一 般 500 円 大 学 生 400 円 高校生以下 無料 ※ 障害のある方は免除（証明するものが必要）、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 開 館 10:00~19:30 休 館 日 毎週月曜日 年未年始	ホ ー ル 760 席（定員 1,000 人） 練 習 室 3 室 野外ステージ 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週木曜日 年未年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都府丹後文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 中 丹 文 化 会 館	府 長 岡 京 記 念 文 化 会 館
項目		
所在地 ・ 電話番号	〒623-0005 綾部市里町久田 21-20 0773-42-7705	〒617-0824 長岡京市天神 4-1-1 075-955-5711
施設の特徴	中丹地域 3 市の文化振興の中核となる広域文化施設	乙訓地域 2 市 1 町の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 5 8 年 5 月	昭和 6 3 年 5 月
敷地面積	4, 0 5 0 m ²	1 1, 0 0 0 m ²
延床面積	3, 4 7 8 m ²	3, 5 7 7 m ²
施設の内容	ホ ー ル 886 席（定員 1,000 人） 練 習 室 3 室 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週月曜日 年未年始	ホ ー ル 1,000 席 練 習 室 3 室 開 館 9:00~22:00 休 館 日 毎週月曜日 年未年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府中丹文化事業団	公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団
担 当	文化政策室	文化政策室

施設名	元府議会議員公舎（旧富岡鉄斎邸）	島津アリーナ京都（府立体育館）
項目		
所在地	〒602-0918 京都市上京区室町通薬屋町 424、425、429	〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町
電話番号	075-341-9756	075-462-9191(代)
施設の特徴	国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通じた交流拠点とすることで、文化芸術の振興にとどまらず産業等の振興を図るための施設	府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図るとともに、行事、催物その他の用に利用できる府内有数の大規模施設
設置年月	昭和22年10月（建替え：令和6年1月）	昭和46年10月
敷地面積	1,267㎡	12,843㎡
延床面積	411㎡	14,015㎡
施設の内容	洋室1（58㎡） 洋室2（16㎡） 茶室（7畳） 和室1（6畳） 和室2（10畳） ※1 予約に応じて開館（平日9:00～17:00） ※2 土日祝日、年末年始及び管理者が定める日は、閉館	第1競技場 フロア：2,242㎡ バレーボール・バスケットボール等3面可能 固定観覧席 5,016席 階段式移動観覧席 480席 大型映像装置 第2競技場 フロア：864㎡ バレーボール2面、 バドミントン4面可能 会議室10室、選手控室、放送室、トレーニングルーム、事務室、売店など 利用料 第1競技場 1使用区分15,500円他 第2競技場 1使用区分6,120円他 会議室 1使用区分1,020円他 トレーニング場 1回350円 開館 9:00～21:00 休館日 毎月第1.2.5水曜日、年末年始
運営者・管理者	京都商工会議所	府直営
担当	文化政策室	スポーツ振興課

施設名	京都トレーニングセンター	サングスタジアム by KYOCERA(府立京都スタジアム)
項目		
所在地	〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7	〒621-0804 京都府亀岡市追分町
電話番号	0771-82-2460	0771-25-3331
施設の特徴	ジュニアアスリートの育成強化拠点として近隣大学等と連携した医・科学的トレーニング指導を実施	府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資する球技専用スタジアム
設置年月	平成28年7月	令和元年12月
敷地面積	—	33,140㎡
延床面積	5,500㎡（丹波自然運動公園内）	35,601㎡
施設の内容	医・科学的トレーニング ○測定・分析 ・膝伸屈筋力測定 ・基礎体力測定 ・体組成測定 ・動作分析、映像加工 ○各種指導・相談 ・トレーニング指導 ・栄養相談 ・コンディショニング指導 ・メンタルサポート ・メディカルサポート、医事相談 開館 9:00～21:00 休館日 年末年始	○フィールド 126m×84m ○観客席 約21,600席 観戦環境：スタンド最前列からピッチまで 7.5～10.5m、高低差1.2m 屋根：観客席より2m張り出し ○大型映像設備 2面 ○帯状映像設備 3ヶ所 ○サイネージ 37台 ○会議室等 37室 ○フードコート 2店舗 ○クライミング ホルダリング、リード、スピード ○3×3バスケコート 2面 ○足湯施設 ○VR・eスポーツ施設 開館 9:00～21:00 休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協会の	合同会社ビバ&サング
担当	スポーツ振興課	スポーツ振興課

施設名	府交通事故相談所	府男女共同参画センター（らら京都）
項目 所在地 電話番号	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル 京都府庁旧本館1階 075-414-4274 (舞鶴支所) 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 (中丹広域振興局舞鶴総合庁舎3階) 0773-62-0726	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 075-692-3433
施設の特徴	専門的かつ高度な交通事故相談に対応した施設	男女共同参画と女性の社会参画を推進するための拠点となる施設
設置年月	昭和43年4月(舞鶴支所) 昭和48年1月	平成8年4月
敷地面積	—	—
延床面積	71㎡ (舞鶴支所) 26.5㎡	—
施設の内容	<p>○交通事故に関するさまざまな相談の窓口</p> <p><相談内容> 示談の仕方、自賠責保険等の利用・請求の仕方等の賠償問題等</p> <p><受付時間> 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 面接相談/9:00～11:30、13:00～16:30 電話相談/9:00～17:00</p> <p>○巡回相談 月1～2回 各広域振興局総合庁舎において実施</p> <p>○弁護士相談 本所/偶数月 予約制で交通事故を専門とする弁護士(アドバイザー)を交え相談に対応</p>	<p>○府男女共同参画センター・マザーズジョブカフェ・京都ウィメンズベースの3所を京都テルサへ集結させ、女性活躍支援のワンストップ拠点化を図る</p> <p>相談室 1室 チャレンジオフィス 1室(5区画) ワーキングルーム 1室 ミーティングルーム 1室 交流コーナー</p> <p>開館 月～土曜日9:00～19:00</p> <p>休館日 日曜日、祝日 年末年始</p>
運営者・管理者	府直営	一般財団法人 京都府民総合交流事業団
担当	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課

施設名	京都動物愛護センター	京都向日町競輪場
項目 所在地 ・ 電話番号	〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地 075-671-0336 (支所) 〒610-1101 京都市西京区大枝沓掛町 24-5	〒617-0002 京都府向日市寺戸町西ノ段 5 075-921-0321
施設の特徴	人と動物が共生する社会づくりを目指し、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設	自転車競技法に基づき運営される公営競技・競輪を開催するための施設
設置年月	平成 27 年 4 月 (支所: 昭和 63 年 4 月)	昭和 2 5 年 1 1 月
敷地面積	1 1, 3 1 2 m ²	5 7, 8 8 8. 5 5 m ²
延床面積	1, 2 7 3 m ² (支所: 4 1 6 m ²)	4 1, 1 8 5 m ²
施設の内容	<p>○動物棟にて、保護・収容された犬猫の飼育、健康管理を行う譲渡事業を中心に、動物愛護や犬・猫等ペットの適切な飼養管理の普及啓発事業を実施</p> <p><付帯施設・設備></p> <p>○事務所棟 ・会議室 ・ふれあい室</p> <p>○動物棟 ・治療室 ・収容室、検疫室、譲渡室</p> <p>○その他 ・ドッグラン (利用料) 共用ゾーン 1 頭につき 300 円/時間 専用ゾーン (要事前予約) 5 頭まで 3,050 円/時間 ※ 6 頭目からは 1 頭を超えるごとに 300 円追加</p> <p>・トリミングルーム (利用料) 1,010 円/時間</p> <p><開所> 9:00~17:00 <休所> 木曜日 (祝日の場合は翌平日)、年末年始</p>	<p>バンク 周長 4 0 0 m 収容人数 約 20,000 人 球技施設 テニスコート (2 面)</p> <p>入場料 無料 (本場開催時のみ 5 0 円) 開門 10:00 ~ 最終レース終了後 閉門 休場日 不定休</p>
運営者・管理者	府・市共同運営	株式会社 J P F
担当	生活衛生課	文化生活総務課 (文化施設政策監付)

京都府健康福祉行政の概要

(令和6年度版)

京都府健康福祉部

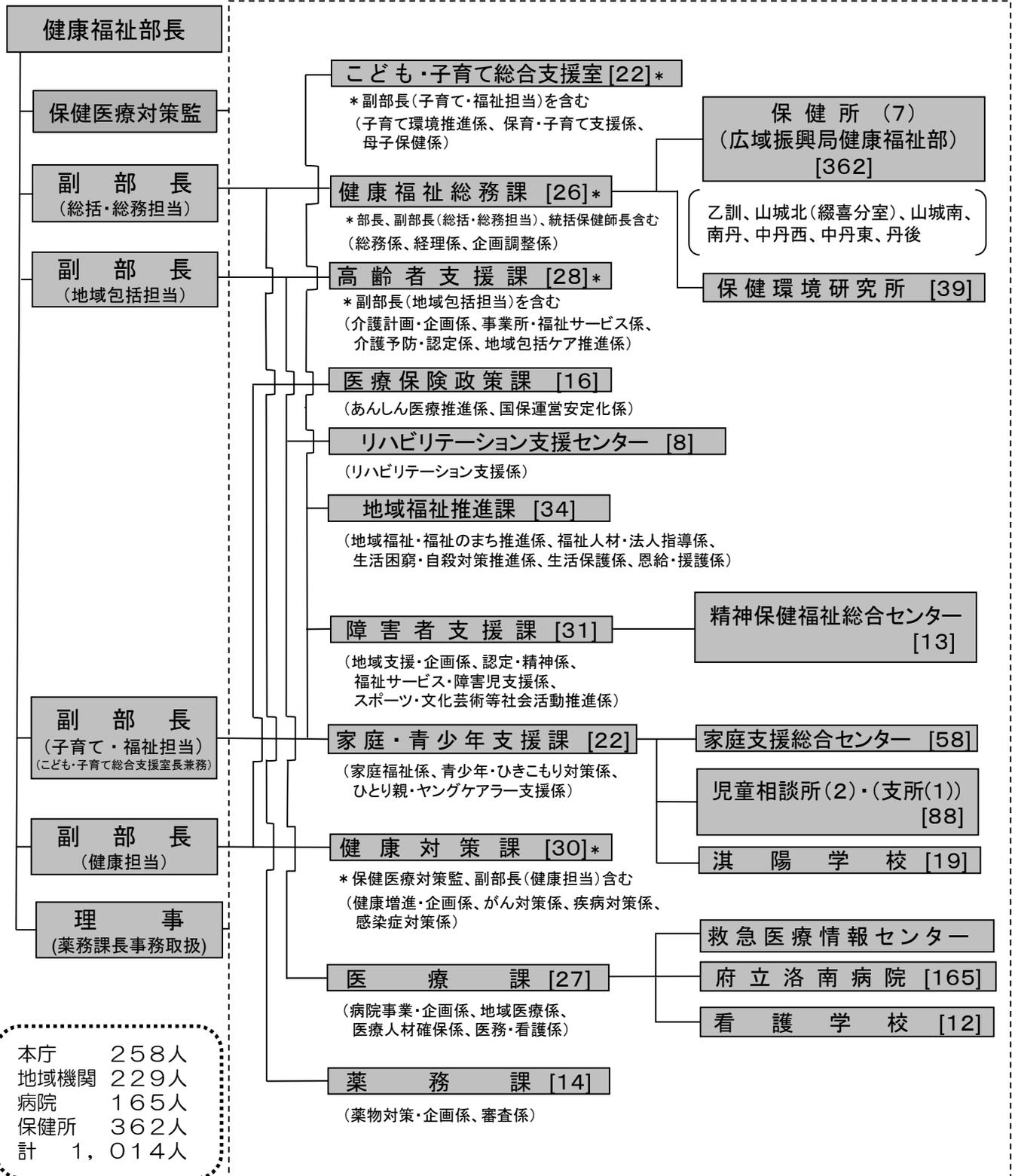
目次

第1 健康福祉部の組織	1
1 健康福祉部の執行体制(令和6年6月1日現在)	1
2 所掌事務	2
3 健康福祉部関係附属機関	12
第2 令和6年度健康福祉部予算	15
1 一般会計予算	15
2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 特別会計予算	15
3 国民健康保険事業特別会計予算	15
4 病院事業会計予算	15
5 施策の柱	16
6 令和6年度主要事項一覧	17
資料	20
1 健康福祉部関係の法定計画一覧	21
2 健康福祉年表 ダイジェスト	24
3 主要指標の状況	26
4 京都府所管保健所等一覧	27

第1 健康福祉部の組織

1 健康福祉部の執行体制(令和6年6月1日現在)

現行の健康福祉部の組織は、次のとおり1室・9課・1センター、35係で構成されており、部に属する地域機関は、7保健所(広域振興局健康福祉部)をはじめ、保健環境研究所、家庭支援総合センター、府立洛南病院等の総計16機関です。



全広域振興局に「地域連携・子育て環境推進係」を設置(令4. 5. 1)

2 所掌事務

本 庁

課 名	所 掌 事 務
こども・子育て 総合支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども・子育て支援の企画、総合調整及び推進に関する事。 (2) 次世代育成に関する事。 (3) 結婚、出産及び育児の支援に係る気運の醸成に関する事。 (4) 母子保健に関する事。 (5) 児童手当に関する事。 (6) 児童健全育成事業に関する事。 (7) 保育所及び認定こども園に関する事。 (8) 保育士に関する事。
健康福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関する事。 (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。 (3) 健康危機管理の総合調整に関する事。 (4) 厚生統計調査に関する事。 (5) 保健所、保健環境研究所及び福祉に関する事務所にに関する事。 (6) 京都府社会福祉事業団及び京都府立総合社会福祉会館に関する事。 (7) 部内の人事及び組織に関する事。 (8) 部に属する予算の経理に関する事。 (9) 部の広聴及び広報の総括に関する事。 (10) 部内他課の主管に属さない事。
高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢化対策の企画及び総合調整に関する事。 (2) 介護保険に係る企画調整並びに市町村への助言及び支援に関する事。 (3) 介護支援専門員に関する事。 (4) 介護認定審査会の運営に関する事。 (5) 認定調査の指導及び認定調査員の研修に関する事。 (6) 介護保険審査会の設置及び運営等に関する事。 (7) 訪問介護員養成研修に関する事。 (8) 老人福祉施設等の整備及び運営指導等に関する事。 (9) 京都府立洛南寮に関する事。 (10) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関する事。 (11) 公益財団法人京都SKYセンターに関する事。 (12) 老人クラブの育成指導に関する事。 (13) 介護予防事業に関する事。 (14) 地域包括ケアの推進に関する事。 (15) 社会福祉施設の指導に関する事。 (16) 介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関する事。 (17) 介護サービスの質の向上に関する事。 (18) 社会福祉施設の第三者評価等に関する事。

課 名	所 掌 事 務
医療保険政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療制度に係る企画調整に関する事。 (2) 医療、健康等に関する調査研究並びに施策の企画及び調整に関する事。 (3) 医療、健康等に係る計画の総合調整に関する事。 (4) 国民健康保険制度の運営の安定化に関する事。 (5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険事業の指導監督に関する事。 (6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する国庫負担金、国庫補助金、調整交付金等の交付に関する事。 (7) 保険医療機関及び保険薬局の指導監督に関する事。 (8) その他国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する事。 (9) 老人、重度心身障害児、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭、乳幼児及び児童に対する医療給付に関する事。
リハビリテーション支援センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) リハビリテーション施策に係る企画立案及び推進に関する事。 (2) リハビリテーションの実地指導に関する事。 (3) リハビリテーションに係る資源調査、研修計画作成並びに情報の収集、分析及び提供に関する事。 (4) リハビリテーションに係る広報啓発及び地域リハビリテーション支援センター連絡協議会の運営に関する事。
地域福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉のまちづくりの推進に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (5) 自殺対策に関する事。 (6) 未帰還者の調査及び引揚者の援護に関する事。 (7) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関する事。 (8) 戦没者、旧軍人・軍属の叙位及び叙勲に関する事。 (9) 公務扶助料、遺族年金等の進達並びに各種給付金及び特別弔慰金の裁定に関する事。 (10) 旧軍人・軍属の恩給及び一時金に関する事。 (11) 旧軍人・軍属の履歴調査及びその証明に関する事。 (12) 戦傷病者の援護に関する事。 (13) 地域福祉振興に関する事。 (14) 福祉ボランティア及び災害ボランティアの振興に関する事。 (15) 民生委員に関する事。 (16) 福祉人材の確保及び定着に関する事。 (17) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (18) 社会福祉施設の振興に関する事。

課 名	所 掌 事 務
障 害 者 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害児施策及び障害者施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 身体障害児及び身体障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (3) 知的障害児及び知的障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (4) 精神保健福祉並びに精神障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。 (6) 障害者の社会参加の促進に関すること。 (7) 心神喪失者等の医療及び観察等に関すること。 (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。 (9) 精神保健福祉総合センター、京都府立視力障害者福祉センター、京都府立桃山学園、京都府立心身障害者福祉センター、京都府立こども発達支援センター及び京都府立舞鶴こども療育センターに関すること。 (10) 障害福祉サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。 (11) 障害福祉サービスの質の向上に関すること。
家庭・青少年支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待対策に関すること。 (2) ドメスティック・バイオレンス対策に関すること。 (3) 児童福祉施設、里親及び児童の福祉に係る養子縁組に関すること。 (4) 児童委員に関すること。 (5) 要保護女性の福祉に関すること。 (6) 家庭支援総合センター、児童相談所、淇陽学校及び京都府立東山母子生活支援施設に関すること。 (7) 青少年活動の推進に関すること。 (8) 青少年の健全育成に関すること。 (9) 京都府立青少年海洋センターに関すること。 (10) 非行・ひきこもり対策に関すること。 (11) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (12) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (13) 子どもの貧困対策に関すること。 (14) ヤングケアラーの支援等に関すること。
健 康 対 策 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 地域保健対策に関すること。 (3) がん対策に関すること。 (4) 感染症対策に関すること。 (5) 結核予防に関すること。 (6) 予防接種に関すること。 (7) 難病の保健医療に関すること。 (8) 原子爆弾被爆者の保健医療に関すること。 (9) 歯科保健に関すること。 (10) 栄養改善及び栄養士に関すること。 (11) 小児慢性特定疾病に関すること。 (12) その他健康対策に関すること。

<p>医 療 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 医師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。 (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。 (4) 病院、診療所、助産所及び医療関係諸施設に関すること。 (5) 医療法人に関すること。 (6) 死体の解剖及び保存に関すること。 (7) 災害応急衛生救護に関すること。 (8) 救急医療情報センターに関すること。 (9) 洛南病院及び看護学校に関すること。
<p>薬 務 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 薬剤師に関すること。 (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (3) 薬事支援に関すること。 (4) 献血に関すること。 (5) 採血業に関すること。 (6) 毒物及び劇物に関すること。 (7) 覚醒剤に関すること。 (8) 薬用植物の栽培に関すること。 (9) 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関すること。 (10) 温泉に関すること。 (11) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (12) 室内空気環境に関すること。 (13) 造血幹細胞移植に関すること。 (14) 衛生検査所に関すること。 (15) その他薬事に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(企画調整課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所管区域内の健康福祉行政の企画及び調整に関する事。 (2) 所掌事務に係る市町村及び関係団体との調整に関する事。 (3) 各種計画の市町村への助言援助及び推進に関する事。 (4) 所掌事務に係る各種統計及び調査研究の総括に関する事。 (5) 広聴及び広報並びに情報の集積及び発信に関する事。 (6) 地域医療対策の推進に関する事。 (7) 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関する事。 (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他の医業類似行為者に関する事。 (9) 病院、診療所、助産所その他の医療関係諸施設に関する事。 (10) 死体の解剖及び保存に関する事。 (11) 災害援助に関する事。 (12) 老人福祉に関する事 (13) 介護保険に関する事。 (14) 引揚者等援護に関する事。 (15) 元軍人軍属の身上取扱いに関する事。 (16) 部(所)内の総務事務に関する事。 (17) 部(所)内他課の主管に属さないこと。 <p>(保健課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域保健の推進に関する事。 (2) 衛生思想の普及及び向上に関する事。 (3) 公衆衛生看護業務に関する事。 (4) 健康相談に関する事。 (5) 感染性疾患に関する事。 (6) 結核に関する事。 (7) 予防接種に関する事。 (8) 原子爆弾被爆者に関する事。 (9) 栄養改善及び栄養士に関する事。 (10) 生活習慣病に関する事。 (11) 難病に関する事。 (12) 小児慢性特定疾病に関する事。 (13) 歯科保健に関する事。 (14) 献血に関する事。 (15) 造血幹細胞移植に関する事。 (16) 老人保健に関する事。 (17) 母子保健に関する事。 (18) 老人福祉に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (19) 介護保険に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (20) その他健康の保持及び増進に関する事。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(福祉課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (2) 生活保護に関する事。 (3) 民生委員及び児童委員の指導に関する事。 (4) 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事。 (5) 身体障害者福祉に関する事。 (6) 知的障害者福祉に関する事。 (7) 精神保健福祉に関する事。 (8) 障害者及び障害児の自立支援に関する事。 (9) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (10) 支援費制度に関する事。 (11) 福祉のまちづくりに関する事。 (12) その他福祉に関する事。 <hr/> <p>(山城北保健所綴喜分室)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害援助に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事。 (5) 精神保健福祉に関する事。 <hr/> <p>(衛生課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所その他の生活衛生関係営業に関する事。 (2) 理容師、美容師及びクリーニング師に関する事。 (3) 食品衛生に関する事。 (4) ふぐ処理師に関する事。 (5) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。 (6) 墓地及び埋火葬に関する事。 (7) 建築物の衛生的環境の確保に関する事。 (8) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関する事。 (9) 狂犬病の予防及び動物の飼養管理と愛護に関する事。 (10) 胞衣産汚物及び消毒営業に関する事。 (11) 住宅及び衣類の衛生に関する事。 (12) 公園、休養地、プール、海水浴場等多数集合する場所の衛生に関する事。 (13) 住宅宿泊事業に関する事。 (14) 上水道、簡易水道、井戸水その他水の衛生に関する事。 (15) 下水道終末処理場に関する事。 (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関する事。 (17) 有害物質を含有する家庭用品に関する事。 (18) 毒物及び劇物に関する事。 (19) 覚醒剤、あへん、麻薬、向精神薬及び大麻に関する事。 (20) 温泉に関する事。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(続き)</p> <p>(21) 衛生上の試験検査に関すること。 (22) その他生活衛生及び薬務に関すること。 ※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(環境課)</p> <p>(1) 地域における環境対策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 廃棄物の処理に関すること。 (3) 浄化槽に関すること。 (4) 大気汚染の防止に関すること。 (5) 水質汚濁の防止に関すること。 (6) 環境保全に係る苦情処理に関すること。 (7) 環境保全に係る試験検査に関すること。 (8) その他環境対策に関すること。 ※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(食肉・試験検査課)</p> <p>(1) と畜検査に関すること。 (2) 温泉に関すること。 (3) 環境保全に係る試験検査に関すること。 ※中丹西保健所にのみ設置</p>
保 健 環 境 研 究 所	<p>(1) 感染症、食品衛生、環境衛生等に係る微生物学的、病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 (2) 食品衛生に係る食品、添加物、器具、容器包装等の試験検査及び調査研究に関すること。 (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、家庭用品、毒物及び劇物等に係る試験検査及び調査研究に関すること (4) 温泉、飲料水等に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (5) 衛生動物及び水生動物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (6) 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (8) 放射能に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (9) 水質汚濁に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (10) 試験検査技術者の研修に関すること。 (11) 公衆衛生に係る情報の収集及び整理に関すること。 (12) その他公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
家庭支援総合センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭問題に係る総合相談及び支援に関すること。 (2) 家庭問題に係る関係機関の総合調整に関すること。 (3) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (4) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。 (5) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (6) 児童の一時保護を行うこと。 (7) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。 (8) 里親に関すること。 (9) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 (10) 施設退所者の生活支援に関すること。 (11) 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）に関する各般の問題につき、相談に応じること。 (12) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (13) 要保護女子の一時保護及び収容保護を行うこと。 (14) その他要保護女子に関する業務を行うこと。 (15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。 (16) 市町村の身体障害者の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (17) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (18) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。 (19) 市町村の自立支援給付（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。 (20) 市町村の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。 (21) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 (22) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

地域機関名	所 掌 事 務
児童相談所 (家庭支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭問題に係る総合相談に関すること。 (2) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 (3) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。 (4) 児童及びその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 (5) 児童の一時保護を行うこと。 (6) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。 (7) 里親に関すること。 (8) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。
淇陽学校	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設に関すること。 (2) 不良行為を行い又は行うおそれ等のある児童の入所又は通所による自立支援に関すること。
救急医療情報センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急医療に係る情報の管理及び連絡調整に関すること。 (2) 医療機関、関係行政機関等に対する救急医療情報の提供に関すること。
洛南病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者の医療及び保護に関すること。
看護学校	看護師の養成に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
精神保健福祉 総合センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所及び精神保健関係機関に対する技術指導及び技術援助に関すること。 (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務従事者の教育及び研修に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発に関すること。 (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関すること。 (6) 精神医療審査会に関すること。 (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (8) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。 (9) 市町村の自立支援給付（精神障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。 (10) 酒害予防の相談及び指導に関すること。 (11) デイ・ケア（回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導等をいう。）に関すること。 (12) 精神科病院の指導監督に関すること。 (13) 精神保健指定医に関すること。 (14) その他精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

3 健康福祉部関係附属機関

名 称	根 拠 法	事 項
京都府社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議
京都府介護認定審査会	介護保険法第38条第2項	府内7町村からの委託を受けた、要介護認定に係る審査・判定
京都府介護保険審査会	介護保険法第184条	市町村が行った行政処分（保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分）に不服がある者からの審査請求についての審理
京都府国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第129条	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申
京都府医療扶助審議会	京都府附属機関設置条例第1条	要保護者入院医療の要否その他医療の給付に関し、知事の諮問に対する答申
京都府自殺対策推進協議会	京都府自殺対策に関する条例第20条	自殺対策推進計画の策定又は変更に関する事項及び自殺対策に関する重要事項の調査審議
京都府精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項	精神保健福祉に関する事項の調査審議
京都府精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神病院入院者の定期の病状報告等の審査及び退院等の請求の審査
京都府障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条第1項	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議、施策の実施状況の監視及び関係行政機関相互の連絡調整

名 称	根 拠 法	事 項
京都府障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項	市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に対する審査
京都府障害者相談等調整委員会	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例第19条	条例に規定する「不利益取扱い等」の解決のための助言又はあっせん。障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議
京都府青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する条例第24条の14	有害図書類の指定等に係る知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議
京都府小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4第1項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定についての審査
京都府感染症診査協議会 (府内3協議会を設置)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項、第3項	・ 感染症患者の就業制限に関する通知及び入院期間の延長に関する必要な事項の審議 ・ 感染症患者の公費負担申請に関する医療内容の適否の審議
京都府指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項	特定医療費の支給認定についての審査
京都府がん対策推進協議会	京都府がん対策推進条例第17条	都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に係る知事の諮問及びがん対策に関する重要事項の調査審議
歯と口の健康づくり推進協議会	京都府歯と口の健康づくり推進条例第19条	保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の施策や取組との連携を図るための計画の進行管理
京都府医療審議会	医療法第72条第1項	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議

名 称	根 拠 法	事 項
京都府麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法 第58条の13第1項	麻薬中毒患者の入院措置に関する審査
京都府薬事審議会	京都府附属機関設置条例 第1条	薬事に関する重要事項の調査審議
京都府薬物等指定審査会	京都府薬物の濫用の防止 に関する条例第28条第1 項	知事指定薬物及び知事監視店舗の指定等 のための調査審議
京都府循環器病対策推進協議会	健康寿命の延伸等を図る ための脳卒中、心臓病そ の他の循環器病に係る対 策に関する基本法第21条	京都府循環器病対策推進計画の推進等に当 たり、必要な事項を協議

〈指定管理施設〉

施 設 名	指定管理者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立心身障害者福祉センター ・ 府立洛南寮 ・ 府立東山母子生活支援施設 ・ 府立視力障害者福祉センター ・ 府立桃山学園 ・ 府立こども発達支援センター 	社会福祉法人京都府社会福祉事業団
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立総合社会福祉会館 	日本管財株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立舞鶴こども療育センター 	国家公務員共済組合連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立青少年海洋センター 	公益社団法人京都府青少年育成協会

第2 令和6年度 健康福祉部予算

1 一般会計予算

令和6年度の健康福祉部の一般会計予算は総額1,969億31百万円余で、前年度予算と比較して約15.9%の減となっている。

主な増減は、総務費については京都子ども文化会館解体費の減、社会福祉費については、障害者自立支援費、後期高齢者医療助成事業費の増、児童福祉費については、児童措置費、児童手当支給事業費の増、公衆衛生費及び医薬費については、新型コロナウイルス感染症対策費の減などによるものである。

健康福祉部一般会計予算款項別内訳

(単位：千円、%)

款・項	令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
総務費	463,262	593,597	▲130,335	78.0
企画費	463,262	593,597	▲130,335	78.0
民生費	181,526,246	180,041,099	1,485,147	100.8
社会福祉費	142,810,734	141,752,571	1,058,163	100.7
児童福祉費	35,425,327	34,904,232	521,095	101.5
生活保護費	3,290,185	3,384,296	▲94,111	97.2
衛生費	14,941,829	53,514,367	▲38,572,538	27.9
公衆衛生費	4,948,006	18,112,915	▲13,164,909	27.3
保健所費	2,220,551	2,221,449	▲898	100.0
医薬費	7,773,272	33,180,003	▲25,406,731	23.4
計 (A)	196,931,337	234,149,063	▲37,217,726	84.1
府全体 (B)	995,031,000	1,030,220,000	▲35,189,000	96.6
全体比 (A)／(B)	19.8	22.7		

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
380,863	338,493	42,370	112.5

3 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
221,705,900	218,784,238	2,921,662	101.3

4 病院事業会計予算

(単位：千円、%)

令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減	前年度比
3,709,532	3,778,840	▲69,308	98.2

令和6年度京都府予算編成の基本方針

- 人口減少や少子高齢化の進展により、産業、文化、医療などの担い手の減少をはじめ、地域社会の衰退といった構造的な課題も深刻さを増す中、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を加速化するために必要となる予算を編成

【予算体系及び主な予算事項(健康福祉部所管事項抜粋)】

あたたかい京都づくりの加速化

- 1 安心できる健康・医療・福祉
 - ▶ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費
 - ▶ 看護補助者・福祉施設職員処遇改善事業費(一部2月補正含む)
 - ▶ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費(2月補正)
 - ▶ 京都子育て支援医療助成費
- 2 災害・犯罪等からの安心・安全
 - ▶ 被災地支援事業費(危機管理部で計上)
- 3 子育て環境日本一・京都
 - ▶ きょうと婚活応援強化事業費
 - ▶ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費
 - ▶ 親子通園支援事業費
- 4 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都
 - ▶ 障害者文化・スポーツ振興費

【令和6年度 健康福祉部当初予算 ※ 主要事項一覧】 ※令和5年度2月補正予算を含む

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
あたたかい京都づくりの加速化		
1 安心できる健康・医療・福祉		
○ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費	2,020,467	・市町村が実施する重度心身障害児(者)医療給付事業に対する助成
○ 京都子育て支援医療助成費	2,917,847	・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
○ 看護補助者・福祉施設職員処遇改善事業費 (うち2月補正予算 1,310,000)	1,419,000	・人材確保、職場定着を図るため、看護補助者や介護・障害福祉職員の処遇改善を推進
○ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費 (2月補正予算 85,000)	85,000	・物価高騰の影響により生活に困窮されている方々の状況を把握するとともに、生活に必要な支援物資等を提供
3 子育て環境日本一・京都		
○ 子育て環境日本一推進戦略事業費 (うち2月補正予算6,000)	22,996,985	
・ キッズフレンドリー制度拡充検討費	(1,000)	・ 大手ロコミサイトや子育て世代が活用している大規模商業施設、公共交通機関等で「キッズフレンドリー協議会(仮称)」を設置し、子育て世帯のニーズ把握、認知度向上に向けた連携方法等を検討
・ 家族の心ふれあい便り事業費	(1,019)	・ 親子や家庭でのほほえましい雰囲気を表した絵画等を募集し、表彰・展示することで、子どもの笑顔や子育ての楽しさを広く発信
・ 若者ライフデザイン・育児と仕事両立体験事業費	(14,669)	・ 大学生が、インターンシップ実習先の共働き社員の家庭に訪問し、育児の手伝いや子どもとの触れ合いをすることで、仕事と育児の両立を体験
・ きょうとこどもの城づくり事業費 (うち2月補正予算6,000)	(183,609)	・ 子どもの生活の確立と学習習慣の定着を支援する「こどもの城」の設置・運営支援及び子どもの貧困対策の推進やフードバンク活用等の取組を実施
・ きょうと婚活応援強化事業費	(14,200)	・ 企業・団体等が主体となる婚活支援を推進するため、取組企業の掘り起こしや企業間マッチングを強化するとともに、社会貢献活動等を通じた出会いの場を提供する「プロジェクト婚」を新たに実施
・ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費	(14,100)	・ 望む妊娠を叶え、予期せぬ妊娠を防ぐため、妊娠・出産に関する医学的知識の普及やライフデザインを考える機会の提供等を行う全国初のプレコンセプションケアに関する教育・研修プログラムの取組を実施
・ 結婚・子育て応援住宅総合支援事業費	(22,000)	・ 新婚世帯、子育て(多子・三世帯)世帯に対し、住宅確保に係る支援を総合的に実施し、経済的負担の軽減を実施
・ 医療的ケア児支援体制強化事業費	(1,000)	・ 「京都府医療的ケア児者及び重症心身障害児者基本情報調査」の検証結果を踏まえ、医療的ケア児や家族等が地域の中で安心して暮らすことができるように、圏域単位等に対応策の検討会等を開催
・ 発達障害者支援整備事業費	(9,000)	・ 初診待機の解消を図るため、専門医療機関とかかりつけ医との連携体制等の仕組みづくりの検討等を実施
・ 親子通園支援事業費	(51,000)	・ 子育て環境日本一の推進に向け、最も身近な子育て支援拠点である保育所等において、子どもだけでなく親の通園も受け入れ、「子育て」、「親育ち」を支援する全国初の「親子誰でも通園」を実施
・ 京都子育て支援医療助成費(再掲)	(2,917,847)	・ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
・ 保育環境等向上支援事業費	(80,000)	・ 子育て環境日本一の推進を図るため、保育所等が行う保育の質の向上のための施設整備や多機能化の取組を支援し、保育環境の充実を促進
・ その他	(19,687,541)	
○ 発達障害者支援体制整備事業費(再掲)	95,040	・ 発達障害児・者への切れ目のない支援の実現に向け、医療、保健、福祉等の関連分野が連携して一貫した支援を実施
○ ヤングケアラー支援体制強化事業費 (うち2月補正予算 5,000)	32,000	・ ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施

事項名	予算額 (千円)	事業の概要
4 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都		
○ 障害者文化・スポーツ振興費	83,991	・ 障害のある人もない人もともに安心していきいき暮らせる共生社会を実現するため、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツ活動の普及・振興を推進
その他の主要事項		
○ 京都市地域包括ケアセカンドステージ事業費 (うち国民健康保険事業特別会計 61,500)	2,348,463	・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供する地域包括ケアの実現に向けて介護予防体制を強化するとともに、京都地域包括ケア推進機構を中心にオール京都体制での取組を推進
○ 地域支え合い型生活支援推進事業	(181,939)	
・ 地域における介護予防や生活支援の促進	(38,300)	・ 高齢者が地域の担い手として活躍できる人材育成や住民主体の通いの場の再開に向けた支援など、市町村が行う介護予防・生活支援事業等の取組の推進
・ データヘルスの推進など市町村域を越えた課題への対応	(79,282)	・ きょうと健康長寿・未病改善センターの運営やエビデンスに基づくデータヘルスの推進など、市町村が実施する健康増進事業への支援
・ 市町村や団体等が活動しやすい土壌づくり	(64,357)	・ 京都地域包括ケア推進機構の運営や各保健所に設置した共助型生活支援推進隊による働きかけ
○ 地域包括ケア基盤の整備等	(2,166,524)	
・ 地域包括ケア基盤の整備	(2,005,941)	・ 介護施設の整備に対する支援や在宅医療提供体制の充実など、地域包括ケア基盤の整備を促進するとともに、府内における法人後見制度を推進
・ 認知症施策の推進	(96,160)	・ 認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会づくりの推進
・ リハビリテーションプロジェクトの推進	(64,423)	・ 急性期から回復期、維持・生活期まで継続した総合リハビリテーション提供体制を推進
○ 福祉医療制度充実費	7,113,662	
・ 京都子育て支援医療助成費（再掲）	(2,917,847)	・ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
・ ひとり親家庭医療給付事業助成費（再掲）	(937,623)	・ 市町村が実施するひとり親家庭医療給付事業に対する助成
・ 重度心身障害児（者）医療給付事業助成費（再掲）	(2,020,467)	・ 市町村が実施する重度心身障害児（者）医療給付事業に対する助成
・ 重度心身障害老人健康管理事業助成費	(1,029,098)	・ 市町村が実施する重度心身障害老人健康管理事業に対する助成
・ 老人医療給付事業助成費	(208,627)	・ 市町村が実施する老人医療給付事業に対する助成
○ 後期高齢者保険料低減対策事業費	444,000	・ 令和6年度の保険料について、府が設置している基金を活用し、高齢者の保険料を低減
○ 自殺防止総合対策事業費	74,281	・ 京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、若者の自殺予防、自殺対策に取り組む民間団体支援など、自殺対策を総合的に推進
○ 医療的ケア児支援強化事業費（一部再掲）	20,485	・ 医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営などの支援を実施
○ 京都市農福連携事業費	28,000	・ 障害者の社会参加促進と多種多世代の共生社会づくりを加速させるため、府内で広がりを見せている農福連携事業の事業所基盤の拡充を図るとともに、障害者の就農人材の育成等を実施
○ 障害者施設整備助成費 (2月補正予算 479,000)	479,000	・ 障害者自立のための社会福祉施設の整備に対する助成
○ 子どもの未来を守る事業費	572,818	
・ きょうとこどもの城づくり事業費等 (一部再掲) (うち2月補正予算 6,000) (母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計)	(191,955)	・ 子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を支援する「こどもの城」の設置・運営支援及び子どもの貧困対策の推進やフードバンク活用等の取組を実施
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	(380,863)	・ 母子父子寡婦世帯への経済的助成のための資金貸付を実施

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
○ ひきこもり自立支援総合事業費 (一部再掲)	117,163	・ ひきこもりからの自立を促進するため、より身近な市町村域での相談体制の構築や学齢期からの早期支援、社会適応訓練や就労支援等を総合的に実施
○ ひとり親家庭等見守り・生活 応援事業費(再掲) (うち2月補正予算 6,000)	215,352	・ 厳しい状況にあるひとり親家庭等の子どもの見守り強化などを行い、ひとり親家庭等が安心してくらしさせていけるようサポート
○ 青少年再チャレンジ支援事業費	16,442	・ 非行少年の立ち直り支援や少年非行抑止を図るため、関係機関と一体となって総合的に少年非行対策を実施
○ 児童虐待総合対策事業費 (一部再掲)	179,705	・ すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、自立支援に至るまで、一貫した施策を関係機関と連携しながら総合的に推進
○ ドメスティック・バイオレンス対策 事業費	20,616	・ 家庭支援総合センター(配偶者暴力相談支援センター)を中心に、市町村や関係機関と連携・協力しながら被害者の相談・保護・自立支援等を実施
○ 京都性暴力被害者ワンストップ相 談支援センター事業費 (一部再掲)	24,014	・ 性暴力被害者の心身の負担軽減と回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指すため、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携して被害直後から総合的な支援を提供するワンストップ相談支援センター(京都SARA)を運営
○ 新興感染症対策強化事業費 (うち2月補正予算 359,000)	906,800	・ 新たな感染症への対応力を強化するため、一般病床から新興感染症の対応病床に変更可能な施設の整備や感染症に対する知識や技術を習得した医療従事者を育成
○ がん対策総合推進事業費	231,448	・ 京都府がん対策推進条例に基づき、がん検診受診率の向上をはじめ、がん教育の推進、相談支援の強化、がん医療提供体制の充実など、総合的ながん対策を推進
○ 難病対策総合推進事業費	2,098,250	・ 難病医療法に基づく医療費助成、難病医療提供体制の整備、難病患者の療養生活支援、多領域の難病に対応できる相談支援を実施
○ 肝炎対策費	83,000	・ ウイルス性肝炎(B型、C型)について、感染の予防や早期発見、早期かつ適切な治療による病状の進行防止等を図るため、総合的な肝炎対策を実施
○ 歯と口の健康づくり事業費	28,500	・ 京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などライフステージや環境に応じた歯と口の健康づくり対策を推進
○ 循環器病対策事業費	10,000	・ 循環器病の多角的な対策を講じるため、「京都府循環器病対策推進計画」に基づき、病気のステージに応じた切れ目のない循環器医療ネットワークを構築するとともに、循環器病に係る相談支援体制を整備
○ 総合医師確保対策費	1,024,977	・ 医師の確保が困難な地域等における医療体制を確保するため、「京都府地域医療支援センター(KMCC)」を活用し、オール京都体制で総合的な医師確保対策を推進
○ 医療施設設備整備助成費	410,000	・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保し、また、医療施設における患者の療養環境等の充実、災害時の医療施設の機能を維持するための医療施設・設備等の整備に対して助成
○ 医療機関物価高騰対策事業費	68,000	・ 食材費高騰の影響が長期化する中、診療報酬改定までの間、入院患者向けに食事を提供する医療期間の負担を軽減するため、支援金を支給
○ 北部地域看護師確保対策費	31,305	・ 北部地域の看護師確保・定着を図るため、北部地域の病院等での看護実習の受入等を強化し、人材確保を推進
○ 潜在看護師再就業支援強化事業費	26,000	・ 慢性的に不足する看護人材を確保するため、看護スキル確認制度や求職者の働き方、技術に応じたマッチングの仕組みを構築することで、潜在看護師に対する再就業支援を促進
(病院事業会計)		
○ 洛南病院建替整備事業費	1,086,999	・ 施設の老朽化や精神科ニーズの多様化に対応するため、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法対応等の新たな機能を備えた現地建替整備を実施
○ 薬物乱用ゼロ推進事業費	11,814	・ 府民、特に小中高中生や大学生等の若年層の薬物乱用ゼロを目指し、PTA・業界団体・民間団体等との協力・連携の下、薬物乱用防止対策を総合的に推進

資料

健康福祉部関係の法定計画一覧

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
老人福祉計画	老人福祉法	第20条の9 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。	第10次京都府 高齢者健康福祉計画 令和6年度 ～8年度
介護保険事業支援計画	介護保険法	第118条 都道府県は、基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。	
高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第4条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。)を定めることができる。	
医療費適正化計画	高齢者の医療の確保に関する法律	第9条 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(以下「都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。	京都府中期的な医療費の推移に関する見直し(第4期) 令和6年度 ～11年度
地域福祉支援計画	社会福祉法	第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。	京都府地域福祉支援計画 令和6年度 ～10年度
障害者計画	障害者基本法	第11条 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。	京都府障害者・ 障害児総合計画 令和6年度 ～11年度
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。	
障害児福祉計画	児童福祉法	第33条の22 都道府県は、基本指針に則して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。	
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。	

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法	第14条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	京都府依存症等対策推進計画 令和3年度～8年度
ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策基本法	第13条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。	
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	次世代育成支援対策推進法	第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。	京都府子ども・子育て応援プラン 令和2年度～6年度
子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法	第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。	
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。 (1) 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業活動の動向に関する事項 (2) 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次） 令和6年度～10年度
医療計画	医療法	第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。	京都府保健医療計画 令和6年度～11年度
健康増進計画	健康増進法	第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。	

法定計画名	関係法規	計画策定の根拠条文	府の該当計画 計画期間
予防計画	感染症の 予防及び 感染症の 患者に対 する医療 に関する 法律	第10条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第2項において「予防計画」という。）を定めなければならない。	京都府感染症 予防計画 令和6年度 ～11年度
がん対策推 進計画	がん対策 基本法	第12条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。	第3期京都府 がん対策推 進計画 令和6年度 ～11年度
献血推進計 画	安全な血 液製剤の 安定供給 の確保等 に関する 法律	第10条 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。	京都府献血推進 計画 令和6年度
自殺対策計 画	自殺対策 基本法	第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。	第2次京都府自 殺対策推 進計画 令和3年度 ～7年度
子どもの貧 困対策につ いての計画	子どもの 貧困対策 の推進に 関する法 律	第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第3項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	第2次京都府子 どもの貧困対策 推 進計画 令和2年度 ～6年度
困難な問題 を抱える女 性への支援 のための施 策の実施に 関する基本 的な計画	困難な問 題を抱え る女性へ の支援に 関する法 律	第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。	困難な問題を抱 える女性への支 援に関する京都 府基本計画 令和6年度 ～10年度
循環器病対 策推 進計画	健康寿命 の延伸等 を図るた めの脳卒 中、心臓 病その他 の循環器 病に係る 対策に関 する基本 法	第11条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道府県循環器病対策推 進計画」という。）を策定しなければならない。	京都府循環器病 対策推 進計画 令和6年度 ～11年度
国民健康保 険運営方針	国民健康 保険法	第82条の2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね6年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。	京都府国民健康 保険運営方針 令和6年度 ～11年度

健康福祉年表 ダイジェスト

年	国の動き	府の取組
平26 2014	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費税率8%へ引き上げ(4月) ◆ 2040年に896自治体で若年女性人口5割減、日本創生会議が推計(5月) ◆ アレルギー疾患対策基本法(6月) ◆ デング熱の国内感染を約70年ぶりに確認(8月) ◆ iPS細胞を用いた世界初の再生医療(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都市立医科大学附属北部医療センターに認知症疾患医療センターを設置(3月) ◆ 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」制定(3月) ◆ 難病対象新制度相談窓口の開設(5月) ◆ 生活困窮者支援のための「くらしとしごとの相談窓口」設置(7月) ◆ 府災害ボランティアセンター常設事務局開設(7月) ◆ 婚活支援ボランティア(婚活マスター)制度開始(10月) ◆ こども健康情報管理システム「ちやいるす」の運用開始及びスマートフォンアプリ版の開始(10月) ◆ 京都府薬物の濫用の防止に関する条例制定(12月)
平27 2015	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活困窮者自立支援法(4月) ◆ 韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生を受け注意喚起(6月) ◆ 安倍首相アベノミクス「新三本の矢」を提唱(「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」)(9月) ◆ 社会保障・税番号制度における個人番号(マイナンバー)の通知開始(10月) ◆ がん対策加速化プラン(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て支援制度の拡充(第三子以降保育料無償化、子育て支援医療助成制度の拡充)(4月～) ◆ 京都府自殺対策に関する条例施行(4月) ◆ 「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」開設(4月) ◆ 「京都動物愛護センター」グランドオープン(5月) ◆ 京都障害者雇用企業サポートセンター設立(6月) ◆ 「京都介護・福祉人材総合支援センター」開設(10月) ◆ 「きょうと婚活応援センター」開設(10月)
平28 2016	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども・子育て支援法改正(4月) ◆ 熊本地震(4月) ◆ 神奈川県知的障害者福祉施設で殺傷事件(7月) ◆ 日本の出生数が、統計開始後初の100万人割れ(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都府少子化対策条例施行(4月) ◆ 熊本地震における被災地支援 ・医療救護班、保健師、福祉チーム等を派遣 ◆ NPOドラッグキャラバン隊を結成(5月) ◆ 「サン・アビリティーズ城陽」パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定(7月) ◆ きょうと子育てピアサポートセンター開設(8月) ◆ 京都府こころのケアセンター開設(8月) ◆ 潜在介護人材・保育人材が新たに就職する場合の就職準備金制度の創設(8月)
平29 2017	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊新法」)公布(6月) ◆ 介護保険法等が改正施行、「介護医療院」の創設(6月) ◆ 民生委員制度創設100周年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)」策定(3月) ◆ 「少子化対策基本計画」策定(3月) ◆ 「きょうとこどもの城づくり事業」開始(4月) ◆ 「きょうと農福連携センター」設置(5月) ◆ 「ピロリ菌除菌治療費助成事業」、「小児・AYA世代がん患者生殖機能温存療法助成事業」の創設(11月)
平30 2018	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険の財政運営が都道府県単位化(4月) ◆ 住宅宿泊事業法が施行(6月) ◆ ギャンブル等依存症対策基本法(7月) ◆ ノーベル生理学・医学賞にがん免疫治療薬「オプジーボ」を開発した本庶京都大学特別教授が決定(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 聞こえの共生社会づくり条例施行(3月) ◆ きょうとフードセンター開設(3月) ◆ 京都認知症総合センター開設(4月) ◆ 京都府周産期医療体制強化に関する4者協定を締結(6月) ◆ 子育て環境日本一推進本部を設置(6月) ◆ 健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置(6月) ◆ 北部リハビリテーション支援センター開設(9月)

年	国の動き	府の取組
平31 2019	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毎月勤労統計調査の不正調査問題発覚(1月) ◆ 「平成」から「令和」への改元(5月) ◆ 医療機能等の再検討を求める公立・公的病院名の公表(9月) ◆ 消費税率10%へ引き上げ(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都大学を総合周産母子医療センターに指定(2月) ◆ 全国車いす駅伝競走大会が天皇杯に(3月) ◆ 「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業が100社を突破(7月) ◆ 府内3箇所の専門医療機関を「発達障害児支援拠点」として整備(8月) ◆ 「京都府子育て環境日本一推進戦略」策定(9月) ◆ 幼児教育・保育の無償化と副食費支援開始(10月) ◆ 京都府保健環境研究所・京都市衛生環境研究所を開設(12月)
令2 2020	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症の国内初患者確認(1月) ◆ 全国に緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 特別養護老人ホームの入所者14人を含む多数の犠牲者が出た「令和2年7月豪雨」が九州において発生(7月) ◆ 新型コロナウイルス感染症について2021年1月末を期限とする感染症法上の「指定感染症」としての扱いを1年延長(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ひとり親家庭総合相談フェスタ」初開催(2月) ◆ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、入院医療コントロールセンターを設置(3月) ◆ 医療機関・社会福祉施設でのクラスターを早期に封じ込めるため、「施設内感染専門サポートチーム」による支援を開始(4月) ◆ 京都府外国人介護人材支援センターの開設(6月) ◆ 「きょうと子育て応援レーン」の運用開始(7月) ◆ 「パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」初のライブ配信(10月) ◆ 特定不妊治療にかかる通院交通費助成の開始(10月) ◆ 「きょうと新型コロナ医療相談センター」を開設し、府市の相談窓口を一本化(11月)
令3 2021	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナワクチン接種開始(2月) ◆ 3度目の緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 東京パラリンピック開催(8月) ◆ オミクロン株対策のため、外国人の新規入国停止(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 在宅療養者生活支援事業の実施(1月) ◆ 京都府内商店街・コンビニエンスストアでの「きょうと子育て応援施設」のモデル展開(2月) ◆ 京都府ワクチン接種会場を設置(6月) ◆ パラスポーツ体験会を開催(7月) ◆ 城陽市内のNTCを拠点としているパラ・パワーリフティング競技選手が東京2020パラリンピックに出場(8月) ◆ 入院待機ステーションの設置(8月) ◆ 子育て環境日本一を目指して「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」始動(11月)
令4 2022	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宮城・福島で震度6強(3月) ◆ 改正民法施行、成人年齢18歳に(4月) ◆ 不妊治療が保険適用に(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」をオール京都で展開(3月～) ◆ 京都府子どもを虐待から守る条例を制定(3月) ◆ 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」を開設(4月) ◆ 京都府ヤングケアラー総合支援センターを開設(4月) ◆ 第42回全京都障害者総合スポーツ大会が開催(6月～10月) ◆ 京都府健康フォローアップセンターを開設(9月)
令5 2023	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本の出生数が統計開始後初めて80万人を下回る(2月) ◆ 文化庁が京都での業務を開始(3月) ◆ こども基本法施行、こども家庭庁が発足(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更(5月) ◆ 内閣感染症危機管理統括庁発足(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子健康手帳(京都版母子健康手帳)・きょうとすくすくブック(京都版リトルベビーハンドブック)の配布開始(4月) ◆ 西脇知事が「こどもまんなか応援サポーター」に就任(6月) ◆ 府立看護学校の整備に係る基本協定締結(7月) ◆ 京都子育て支援医療助成制度を拡充(9月) ◆ 丹後地域に「児童家庭支援センター」を新設し、こどもの見守り体制を強化(12月) ◆ 子育て環境日本一推進戦略を改定し、新条例を制定(12月)

主要指標の状況

項目	京都府	全国	備考	
人口 総人口	2,578,087	126,146,099	国勢調査 令和2年10月1日	
	0~14歳	15,031,602		
	65歳以上	36,026,632		
	高齢化率	28.6		
出生	15,068	770,759	人口動態統計 令和4年	
	6.1	6.3		
	1.18	1.26		
死亡数 総数	31,491	1,569,050		
	悪性新生物	385,797		
	心疾患	232,964		
	脳血管疾患	107,481		
	自殺	21,252		
	その他	821,556		
医療施設数	160	8,156	医療施設調査 令和4年10月1日	
	2,496	105,182		
	1,281	67,755		
社会福祉施設 総数	1,469	83,821	社会福祉施設等調査 令和4年10月1日	
	5	290		
	127	5,158		
	78	5,498		
	身体障害者社会参加支援施設	15		315
	1	47		
	938	46,997		
	1	55		
	その他の社会福祉施設等	304		25,461
生活保護	41,622	1,643,463	被保護者調査 令和4年度(月平均)	
	53,680	2,024,586		
要介護(要支援)認定者数	165,632	6,932,616	介護保険事業状況報告 (暫定)令和5年1月	
	21,822	988,562		
	27,449	961,780		
	30,003	1,447,128		
	32,055	1,160,547		
	23,390	915,764		
	18,341	876,399		
	12,572	582,436		
身体障害者手帳数	137,466	4,842,344	福祉行政報告例 令和4年度	
療育手帳数	29,898	1,249,939		
精神障害者保健福祉手帳数	31,733	1,420,885	衛生行政報告例 令和4年度	

京都府所管保健所等一覽

令和6. 6. 1 現在

※1 広域振興局	二次医療圏域 高齢者健康福祉圏域	※1 保健所	市町村名
山城広域振興局 (宇治市)	※2 京都・乙訓	乙訓 (向日市)	向日市
			長岡京市
			大山崎町
	山城北	山城北 (宇治市)	宇治市
			城陽市
			久御山町
			八幡市
			京田辺市
			井手町
			宇治田原町
	山城南	山城南 (木津川市)	木津川市
			笠置町
			和束町
			精華町
			南山城村
南丹広域振興局 (亀岡市)	南丹	南丹 (南丹市)	亀岡市
			南丹市
			京丹波町
中丹広域振興局 (舞鶴市)	中丹	中丹西 (福知山市)	福知山市
		中丹東 (舞鶴市)	綾部市
			舞鶴市
			丹後広域振興局 (京丹後市)
京丹後市			
与謝野町			
伊根町			
4 広域振興局	-	7 保健所	25市町村

※1 広域振興局欄及び保健所欄のカッコ内は、広域振興局及び保健所の所在地である。

※2 京都・乙訓二次医療圏域及び同高齢者健康福祉圏域は、上記3市町村と京都市により構成されている。

■ □ ■ □ 京都府所管保健所・圏域地図 ■ □ ■ □



■二次医療圏域

医療法により設定が定められ、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域的単位

◆設定基準：圏域内に一般入院医療の需要に対応しうる医療機関が存在している
 圏域内の各地点から医療機関までの所要時間がおおむね1時間程度である
 圏域内の各市町村間に一般入院患者に関する相互依存関係がある

■高齢者健康福祉圏域及び障害福祉圏域

市町村の区域を超えた広域的な見地から、各市町村間で均衡のとれた福祉サービス供給体制の確保を図るため設定
 保健・医療・福祉の連携を図る観点から、医療法に基づく京都府における二次医療圏と整合を図っている

■ □ ■ □ 京都府所管児童相談所・圏域地図 ■ □ ■ □



令和6年度

農林水産部の事務事業概要

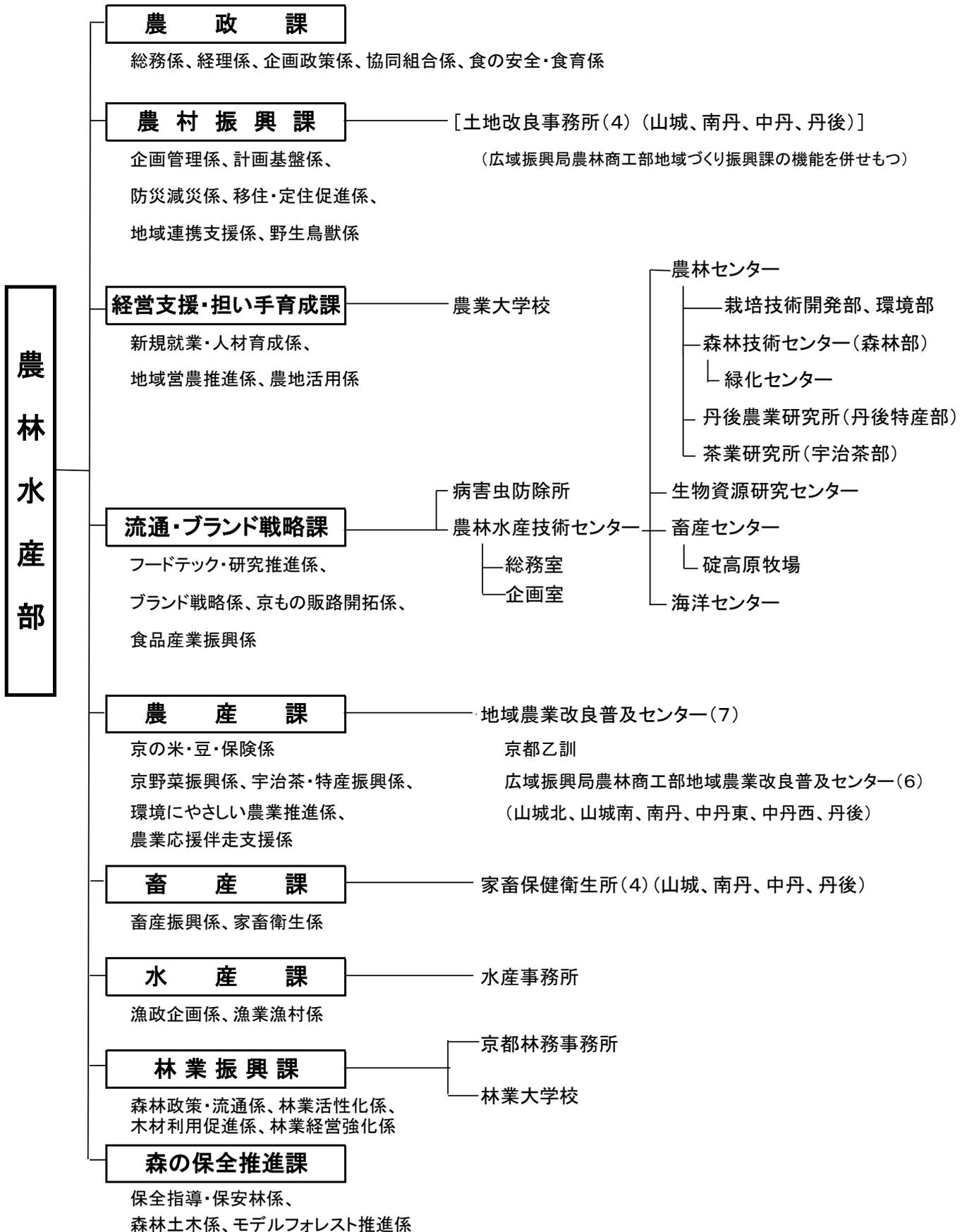
令和6年6月

農林水産部

— も く じ —

農林水産部の組織	1
事務分掌	2
令和6年度農林水産関係予算の概要	5
京都府農林水産ビジョンの概要	10
京都フードテック推進事業費	21
地域別の重点施策	22
【参考資料】主な農林水産関係の統計指標	23

農 林 水 産 部 の 組 織



○農林水産部の事務分掌

(農政課の事務)

- 1 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 農林水産行政に係る調査に関すること。
- 3 農業協同組合の指導監督に関すること。
- 4 食の安心・安全に関すること。
- 5 食育の推進に関すること。
- 6 部内の人事及び組織に関すること。
- 7 部に属する予算の経理に関すること。
- 8 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- 9 部内他課の主管に属さないこと。

(農村振興課の事務)

- 1 農山漁村集落の対策及び都市と農村の交流に関すること。
- 2 移住の促進に関すること（地域政策室の主管に属するものを除く。）。
- 3 農林振興事業に関すること。
- 4 農業基盤整備資金に関すること。
- 5 部の公共事業の総括に関すること。
- 6 農業農村整備事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- 7 土地分類調査及び水調査に関すること。
- 8 農地及び農業用施設の災害復旧及び防災減災事業に関すること。
- 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること（自然環境保全課の主管に属するものを除く。）。
- 10 野生鳥獣被害対策の推進に関すること。
- 11 土地改良区に関すること。
- 12 土地改良事務所に関すること。
- 13 その他農村振興に関すること。

(経営支援・担い手育成課の事務)

- 1 農林水産業の担い手育成に関すること。
- 2 農林水産業に関する新規就業対策に関すること。
- 3 農業金融に関すること。
- 4 農業経営体の育成に関すること。
- 5 農地中間管理事業に関すること。
- 6 農地の調整及び争議の調停に関すること。
- 7 農林水産省所管国有財産の管理及び処分に関すること。
- 8 農業委員会等に関すること。
- 9 農業大学校に関すること。

(流通・ブランド戦略課の事務)

- 1 農林水産業に関する加工、流通及び販売等の推進に関すること。
- 2 農林水産業に関する試験研究の総合調整に関すること。
- 3 農林畜水産物のブランド化の推進に関すること。
- 4 農産物等の需給及び価格対策に関すること。
- 5 食品産業の振興及び支援に関すること。
- 6 地方卸売市場等に関すること。
- 7 病虫害防除所及び農林水産技術センターに関すること。

(農産課の事務)

- 1 主要農産物に関する事。
- 2 主要食糧の需給、価格及び流通に関する事。
- 3 農業機械及び農用施設に関する事。
- 4 農業保険に関する事。
- 5 園芸作物に関する事。
- 6 特用農産物に関する事。
- 7 茶業及び蚕糸業に関する事。
- 8 環境にやさしい農業の推進に関する事。
- 9 農薬及び肥料に関する事。
- 10 植物防疫に関する事。
- 11 農業改良普及事業に関する事。
- 12 地域農業改良普及センターに関する事。
- 13 その他農業生産に関する事。

(畜産課の事務)

- 1 家畜、家きんの改良増殖に関する事。
- 2 酪農業に関する事。
- 3 家畜市場及び家畜商に関する事。
- 4 飼料及び牧野に関する事。
- 5 家畜伝染病の予防その他家畜衛生に関する事。
- 6 獣医師、装蹄師、家畜人工授精師及び家畜人工授精所に関する事。
- 7 動物薬事に関する事。
- 8 家畜保健衛生所に関する事。
- 9 その他畜産に関する事。

(水産課の事務)

- 1 漁業調整に関する事。
- 2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。
- 3 漁業の取締りに関する事。
- 4 水産資源に関する事。
- 5 水産業協同組合の経理の指導及び検査に関する事。
- 6 漁船及び漁船保険に関する事。
- 7 漁業の振興及び水産金融に関する事。
- 8 漁港に関する事。
- 9 遊漁船業に関する事。
- 10 水産事務所に関する事。
- 11 その他水産に関する事。

(林業振興課の事務)

- 1 地域林業振興計画に関する事。
- 2 地域森林計画に関する事。
- 3 緑の公共事業の推進に関する事。
- 4 森林の適正な管理に関する事。
- 5 森林経営管理に関する事。
- 6 豊かな森を育てる基金に関する事。
- 7 森林水源地域の保全に関する事。
- 8 林産物の流通に関する事。

- 9 林業金融に関する事。
- 10 造林及び間伐事業に関する事。
- 11 府営林事業に関する事。
- 12 府内産木材の需要拡大に関する事。
- 13 林業経営の指導及び林業普及に関する事。
- 14 森林組合その他林業団体に関する事。
- 15 林業労働対策に関する事。
- 16 京都林務事務所及び林業大学校に関する事。
- 17 その他一般林業の指導奨励に関する事。

(森の保全推進課の事務)

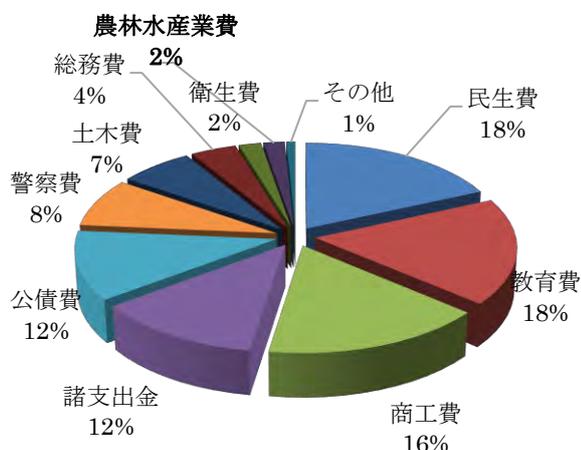
- 1 保安林及び保安施設地区に関する事。
- 2 林地開発に関する事。
- 3 治山事業に関する事。
- 4 林道事業に関する事。
- 5 林地に係る公共施設等の災害復旧に関する事。
- 6 モデルフォレスト運動の推進に関する事。
- 7 森林に関するボランティア等（他課の主管に属するものを除く。）の育成に関する事。
- 8 緑化推進に関する事。
- 9 森林病虫害の防除に関する事。
- 10 その他森林の保全に関する事。

令和6年度 農林水産関係予算の概要

京都府では、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を加速化するために必要となる予算を編成し、予算規模(当初予算と一体的に編成する令和5年度2月補正予算を含む。)は、一般会計で前年度当初予算比2.7%減の約1兆44億円を計上しました。

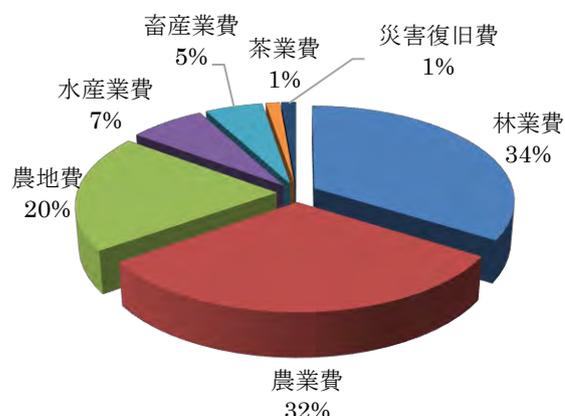
農林水産分野においては、「京都府農林水産ビジョン」(令和5年3月改定)の5つの「重点戦略」に関する事業など、希望と活力に満ちた農林水産業や農山漁村を実現するための取組を計画的かつ総合的に推進する予算として一般会計で約204億円を計上しました。

〈京都府の予算〉



総額
約 1兆44億円

〈農林水産関係予算の内訳〉



総額
約 204億円

令和6年度当初予算の概要

【戦略1】フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

＜①先端技術の活用による農林水産業の成長産業化＞

■京都フードテック推進事業

【一部新規 3億4,285万円(うち2月補正 3,600万円)】

京都の食産業の高付加価値化と競争力強化を図るため、フードテック(※)に関する研究機関のネットワークの形成や、食関連事業者のニーズの集約、フードテックとのマッチングによる新商品・サービスの開発に向けた取組を支援することで、京都ならではのスマート技術の実装や開発商品の販路開拓など、農林漁業者・食関連事業者に還元する仕組みを構築する。

(新規)加工食品の知見を有する人材の育成、開発拠点の認知度向上のためのセミナー開催

(※)フードテック:社会課題の解決に資する食分野の最先端技術の総称

■京都みどりの食料システム戦略推進事業 【一部新規 3億2,883万円(うち2月補正 500万円)】

農林漁業・食品産業の持続的発展と食料の安定供給の確保に向け、「京都府みどりの食料システム基本計画」に基づき、環境負荷低減事業活動を推進するため、環境負荷低減事業活動に必要な機械等の導入を優先的に採択する「優先枠」の設定、有機農産物等の生産に係る推進協議会の設置や環境負荷低減事業活動に取り組む産地の形成等を支援する。

<②京都の特長を生かした生産力の強化>

■集落連携100ha農場づくり事業 【継続 6,525万円】

メガ団地(100ha農場)を形成する営農モデルを構築して持続可能な地域農業を創出するため、複数集落の組織化や農地管理の分離・委託による規模拡大・収益力向上及び企業連携による人材確保の取組を支援する。

■京都農業経営強化事業(一部再掲) 【継続 1億542万円】

ブランド京野菜など収益性の高い園芸産地を育成するため、園芸用パイプハウスや生産・出荷調整用機器の整備等を支援する。

■耕畜連携推進事業(一部再掲) 【一部新規 4,500万円(うち2月補正 4,500万円)】

持続可能な農業を推進するため、府内産肥料・飼料を安定的に生産・供給可能な体制を確立する。
(新規)畜産農家に対する自給飼料生産機器等の導入を支援

<③安心・安全をもたらす基盤づくり>

■盛土対策総合推進事業 【継続 500万円(うち2月補正 500万円)】

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施する。

■農林水産業基盤整備事業 【継続 56億3,390万円(うち2月補正 13億2,400万円)】

農林水産業のイノベーション実現と安心・安全な地域社会を実現するため、生産基盤の整備や、農山漁村と森林の防災・減災対策を実施する。

■農作物高温対策事業 【新規 2億4,000万円(うち2月補正 2億4,000万円)】

今後の猛暑に備え、高温対策の推進体制を強化するため、高温耐性品種や食味試験等に係る実証実験を行い府内農家に情報提供するとともに、高温対策につながる設備導入を支援する。

【戦略2】森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

<①木材サプライチェーンの再構築と林業経営の安定化>

■「京の木」循環利用総合対策事業(森林環境譲与税活用) 【継続 3,100万円】

林業・木材産業の振興による森林資源の循環利用を推進するため、川上から川下までの連携による府内産木材の安定した需給体制を構築する。

■森林経営管理制度市町村支援事業(森林環境譲与税活用)

【一部新規 1億3,464万円(うち2月補正 5,000万円)】

森林経営管理制度(※)の円滑な運用のため、市町村への技術的支援や職員研修の実施など、市町村が行う取組への支援を強化する。

(新規) 航空レーザ計測で得られたデータ解析による高精度な森林情報の取得、各市町村の情報を関係者間で共有する森林クラウドの構築に向けた基礎調査を実施

(※) 森林経営管理制度：森林を市町村が適正に管理するため、林業経営の適否に応じて意欲と能力のある林業経営者に委託又は市町村自ら経営管理を行うもの

■林業「森世紀」創造戦略事業(生産・販売力強化対策)(豊かな森を育てる府民税活用)

【継続 6億4,950万円(うち2月補正 6,400万円)】

府内産木材の利用促進や競争力強化を図るため、防災・減災を目的とした森林整備や里山保全活動を実施するとともに、公共施設や民間施設、住宅における木造化・木質化や、高性能林業機械の導入など伐採と再生林の低コスト化、更には、特用林産物の生産振興などの取組を支援する。

■次世代林業を担う林業事業者総合支援事業

【一部新規 4億277万円】

生産性向上と府内の素材生産量の増加により、林業の成長産業化と適切な森林管理を両立させるため、府内の林業を担う林業事業者の経営をソフト・ハードの両面から総合的に支援する。

(新規)就学、就業、定住を複合した林業体験型研修を実施

<②山地災害の防止・低減のための対策強化>

■森林災害防止事業(一部再掲)(一部豊かな森を育てる府民税活用)

【継続 22億3,221万円(うち2月補正 500万円)】

森林が有する災害防止機能を高めて府民の安心・安全を確保するため、間伐や風倒木除去等による森林整備及び土砂や危険木の流出を抑制するための治山施設の設置等を実施する。

■豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業(豊かな森を育てる府民税活用)

【継続 2億円】

森林の多面的機能を維持・増進するため、市町村が地域の実情に応じて実施する森林の整備や保全等の取組に対して交付金を交付する。

【戦略3】オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

<①京ものブランド戦略の新展開による付加価値の向上>

■京都フードテック推進事業(再掲)

【一部新規 3億4,285万円(うち2月補正 3,600万円)】

国内外における府内産農林水産物・加工品(京もの)の新たなブランド価値を創造・付加し、他産地との優位性を確保するため、産学公連携による研究体制の構築や京もの食品を活用した商品開発・海外販路開拓を支援する。

(新規)フードテックに特化した中食開発の支援

■「京の米」ブランド力向上対策事業(一部再掲)

【継続 7,068万円】

京都府オリジナルブランド米「京式部」や「京の米」の新たな市場・販路拡大を展開するため、「京式部」のブランド化を戦略的に進めるとともに、「京の米」の高品質化と知名度向上を推進する。

■宇治茶ブランド世界発信事業(一部再掲)

【継続 2,820万円】

宇治茶の新たな市場・販路拡大を図るため、高品質で市場評価が高い「宇治種」への改植を推進するとともに、宇治茶のプレミアムブランド化や商標対策、更には「京都府宇治茶普及促進条例」に基づき、茶業振興や世界文化遺産登録に向けた取組を展開する。

■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(生産・流通拡大)

【継続 710万円】

漁業・漁村の活性化を図るため、府内産水産物の生産設備の導入や流通拡大に向けた取組を支援する。

<②京都ブランドを支える流通の基盤づくり>

■「食の京都」推進事業

【継続 1,100万円】

府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした周遊観光を促進するため、「食の京都」をキーワードに、地域のいちおし食材を活用した地域の魅力向上や、消費地での認知度向上の取組を支援する。

■きょうと「食の安心・安全」確保事業 【継続 132万円】
食の安心・安全を確保するため、食品表示の監視や研修会開催などの事業者支援、食に関する情報提供等を実施する。

■きょうと食いく先生活動拡大・強化事業 【継続 856万円】
学校・保育所・地域等での体験型食育を強化し、地域や府民の食育を推進するため、「きょうと食いく先生」の派遣や地域の食育活動の支援、若い世代を対象とした食育出前講座等を実施する。

【戦略4】人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

<①意欲ある経営者の育成・支援体制の確立>

■京都農人材育成強化事業 【継続 4億8,445万円】
高度な経営感覚を持つ農人材の育成により、攻めの農業への転換を図るため、オール京都体制で「京都農人材育成センター」を運営し、相談から就農までをワンストップで一貫してサポートするとともに、京の農業応援隊(農業改良普及センターなど)による技術研修等の伴走支援に加え、発展段階に応じた経営研修を一体的に実施する。

■農林水産分野人材確保総合対策事業 【一部新規 4,140万円(うち2月補正 1,900万円)】
農林水産業の成長産業化を牽引する高度な専門人材と地域を支える多様な担い手を確保するため、令和7年度に農林水産業人材育成センター(仮称)を設置し、分野横断で就業相談から定着までを一貫支援する。

(新規)農林水産人材確保育成戦略(仮称)の策定、新たな担い手への実務指導・試験的な人材活用
の支援

■京都畜産未来の担い手づくり事業(一部再掲) 【継続 361万円】
畜産の担い手を確保し、後継者の育成を推進するため、畜産法人等への就業者や新規就農希望者に対する研修等を実施する。

■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(海の民育成事業) 【継続 882万円】
新規就業者を育成するため、「海の民学舎」の運営や修了生等へのスキルアップ研修等の実施、漁船・漁具リース事業を支援する。

■次世代林業を担う林業事業体総合支援事業(再掲) 【一部新規 4億277万円】
生産性向上と府内の素材生産量の増加により、林業の成長産業化と適切な森林管理を両立させるため、府内の林業を担う林業事業体の経営をソフト・ハードの両面から総合的に支援する。
(新規)就学、就業、定住を複合した林業体験型研修を実施

<②農林水産業・農山漁村を支える人材の裾野拡大>

■集落連携100ha農場づくり事業(再掲) 【継続 6,525万円】
メガ団地(100ha農場)を形成する営農モデルを構築して持続可能な地域農業を創出するため、複数集落の組織化や農地管理の分離・委託による規模拡大・収益力向上及び企業連携による人材確保の取組を支援する。

■京都モデルフォレスト推進事業 【継続 480万円】
府民参画、府民協働による森づくりを推進するため、森林所有者、ボランティア団体、企業等が連携した森林づくりの活動を支援する。

【戦略5】人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

<①持続的で活力に満ちた地域づくり>

■日本型直接支払事業 **【継続 14億4,685万円】**

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、国の日本型直接支払制度等を活用し、地域の共同活動や中山間地域における農業生産活動を支援する。

<②地域の独自性や多様性を生かしたビジネスの展開>

■京のむらづくり推進事業 **【継続 1億6,800万円】**

人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進するため、農地や集落内の施設維持等の地域共同活動を再編・合理化し、省力化を図るとともに、地域運営体制の形成に向けた取組等を支援する。

■「移住するなら京都」推進事業 **【継続 1億9,500万円】**

多様なニーズに対応した移住の促進により、農山漁村地域の活性化を推進するため、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、移住から定住に至るまでの各段階に応じ支援する。

■有害鳥獣総合対策事業 **【一部新規 8億1,650万円(うち2月補正 2億6,000万円)】**

農作物被害対策を推進するため、ニホンジカ等の捕獲強化、捕獲個体の処理施設や防護柵の整備、担い手育成及びジビエ利用拡大に向けた取組等を支援する。

(新規) 鳥獣侵入感知装置を付加した防護柵をモデル地区で導入

■内水面漁観連携推進事業 **【新規 1,400万円】**

内水面が有する多面的機能の増進を図るため、異業種との連携等により自然に触れ合う機会を創出するなど、新たな地域振興の取組を支援する。

「京都府農林水産ビジョン」 ～希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創～

長期化するコロナ禍や今般の資材高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、府農林水産行政の運営指針となる「京都府農林水産ビジョン（令和元年12月策定）」を令和5年3月に改定しました。

京都府農林水産ビジョン —希望と活力に満ちた農林水産業と農山漁村暮らしの共創—

京都府における農林水産施策を計画的かつ総合的に進めるため、京都府総合計画における農林水産分野の将来像や施策の方向性を体系化・具体化して示すものです。

＜計画期間＞ 令和元年度から令和10年度まで（目標年度：令和8年度）

農林水産業・農山漁村の将来ビジョン —2040年に目指す姿—

ビジネス

魅力的な「産業」として夢あふれる農林水産業のイノベーションを実現



コミュニティ

地域の人々の希望と活力に満ちた「農山漁村」を実現



セキュリティ

防災対策や食料の安定供給、食の安全性確保など「安心・安全」な地域社会を実現

5つの重点戦略 —将来ビジョンを実現するため、今後4年間で集中展開—

戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- ・最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- ・環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- ・農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進

戦略2 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- ・森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- ・木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- ・治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化

戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- ・異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- ・「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進

戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- ・人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- ・半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- ・話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進

戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- ・地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- ・地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出

令和8年度末までに集中展開すべき5つの重点戦略と基本的な考え方

戦略1 フードテックと基盤強化で農林水産業の夢と安心を創造する

- 最先端技術と京都の食文化が融合した「京都ならではのフードテック」で、成長産業化を促進
- 環境負荷の低減や京都の特長を生かした生産力強化で、持続的な農林水産業を推進
- 農地やため池、漁港等の生産基盤の適正な管理と、食の安心・安全を守る取組を着実に推進



目標数値

項 目	単 位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
農林水産業産出額	億円/年	794 (令和4年度)	802
農業産出額 *	億円/年	698 (令和4年度)	712
林業産出額	億円/年	43 (令和4年度)	45.9
漁業産出額	億円/年	53 (令和4年度)	43.6
スマート関連技術導入件数	件/年	40	55
環境にやさしい農業の取組面積	ha/年	2,468	2,875
南北連携に取り組んでいる農業経営体数	経営体	7	10
防災重点農業用ため池に係る防災工事に新たに着手した箇所数	箇所	9	28

* 農業産出額（農林水産省統計）から、くり生産額（京都府調べ）を除いたもの（くり生産額は林業産出額（京都府調べ）に含む）

令和6年度予算での取組

1. 先端技術の活用による農林水産業の成長産業化

- 京都フードテック推進事業 【一部新規 3億4,285万円(うち2月補正 3,600万円)】
 - 京都フードテック推進拠点整備事業 (3,400万円)
 - 京都フードテック研究開発・集積事業 (8,700万円(うち2月補正 300万円))
 - 京都フードテックマッチング事業 (600万円)
 - 京都食ビジネスプラットフォーム体制強化事業 (1,335万円)
 - 京都フードテック実装支援事業 (2億250万円(うち2月補正 3,300万円))
- 京都みどりの食料システム戦略推進事業 【一部新規 3億2,883万円(うち2月補正 500万円)】
 - みどりの食料システム戦略推進総合対策事業 (2億9,298万円)
 - 有機農業・環境調和型農業支援事業 (3,085万円)
 - 耕畜連携推進事業 (500万円(うち2月補正 500万円))

2. 京都の特長を生かした生産力の強化

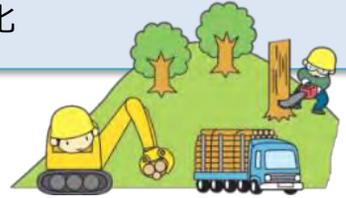
- 集落連携100ha農場づくり事業 【継続 6,525万円】
 - 稲作・園芸規模拡大支援事業 (5,725万円)
 - 広域的農地(100ha)管理体制構築事業 (800万円)
- 京都農業経営強化事業(一部再掲) 【継続 1億542万円】
 - 京野菜生産加速化事業 (1億510万円)
 - 「京の食 6次産業化を進める経済人会」活動支援事業 (32万円)
- 耕畜連携推進事業(一部再掲) 【一部新規 4,500万円(うち2月補正 4,500万円)】
 - 耕畜連携経営改善事業 (4,000万円(うち2月補正 4,000万円))
 - 耕畜連携広域流通システム構築事業 (500万円(うち2月補正 500万円))

3. 安心・安全をもたらす基盤づくり

- 盛土対策総合推進事業 【継続 500万円(うち2月補正 500万円)】
- 農林水産業基盤整備事業 【継続 56億3,390万円(うち2月補正 13億2,400万円)】
- 農作物高温対策事業 【新規 2億4,000万円(うち2月補正 2億4,000万円)】

戦略2 森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

- 森林所有者への啓発や市町村への技術的サポートで、手入れ不足の森林の整備を加速
- 木材サプライチェーンの再構築と府内産木材の利用促進で、森林資源の循環を促進
- 治山施設の設置や危険木の処理等を進め、山地災害対策を強化



目標数値

項 目	単 位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
適正に経営管理されている人工林面積	ha	調査中	48,000
うち、森林経営管理制度により林業事業体に経営委託されている面積	ha	調査中	5,100
一貫作業による施業面積	ha	7.0 (令和4年度)	47
素材生産量	万m ³ /年	19.6 (令和4年度)	28.0
府内産木材の利用量	万m ³ /年	18.2 (令和4年度)	25.7
山地災害危険地区の整備箇所数	箇所	1,768	1,990
うち、特に災害リスクが高い箇所	箇所	342	420

令和6年度予算での取組

1. 木材サプライチェーンの再構築と林業経営の安定化

- 「京の木」循環利用総合対策事業(森林環境譲与税活用) 【継続 3,100万円】
 - 京の木流通モデル構築支援事業 (1,000万円)
 - 府内産木材利用促進事業 (2,100万円)
- 森林経営管理制度市町村支援事業(森林環境譲与税活用) 【一部新規 1億3,464万円(うち2月補正 5,000万円)】
 - 森林経営管理企画支援事業 (3,026万円)
 - 森林情報デジタル化推進事業 (6,210万円(うち2月補正 5,000万円))
 - 森林経営管理市町村職員応援事業 (1,778万円)
 - スマート林業推進事業 (2,450万円)
- 林業「森世紀」創造戦略事業(豊かな森を育てる府民税活用) 【継続 6億4,950万円(うち2月補正 6,400万円)】
 - 次世代林業を担う林業事業者総合支援事業 【一部新規 4億277万円】
 - 経営力向上対策事業 (3億1,557万円)
 - 人材確保対策事業 (8,469万円)
 - 生産量増大対策事業 (250万円)

2. 山地災害の防止・低減のための対策強化

- 森林災害防止事業(一部再掲)(一部豊かな森を育てる府民税活用) 【継続 22億3,221万円(うち2月補正 500万円)】
 - 森林所有者等による取組が困難な危険箇所への対策 (17億1,046万円)
 - 森林所有者等による森林整備 (4億2,774万円)
 - 地域住民による社寺の森等における風倒木等処理 (9,400万円(うち2月補正 500万円))
- 豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業(豊かな森を育てる府民税活用) 【継続 2億円】

戦略3 オープンイノベーションでブランド価値を進化させる

- 異業種連携で、中食需要や健康志向に対応した商品開発を促進し、新たなブランド価値を創造
- 「京もの」の輸出を含む販路の多角化や、「食の京都」PRによる地域食材の消費拡大を推進



目標数値

項目	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
新たに異業種連携・6次産業化に取り組んだプロジェクト数	件	126	650
農林水産物・加工品の輸出額	億円/年	39.8	40.3
京のブランド製品の新たな品目・出荷規格数	件	2	8
オリジナル米「京式部」の栽培面積	ha/年	125	300
特用林産物の生産額	百万円/年	1,340 (令和4年度)	1,266
GI等国际水準認証数	件	1	3
きょうと食いく先生授業数	授業/年	579	586

令和6年度予算での取組

1. 京ものブランド戦略の新展開による付加価値の向上

■京都フードテック推進事業(再掲)	【一部新規 3億4,285万円(うち2月補正 3,600万円)】
○京都フードテック推進拠点整備事業	(3,400万円)
○京都フードテック研究開発・集積事業	(8,700万円(うち2月補正 300万円))
○京都フードテックマッチング事業	(600万円)
○京都食ビジネスプラットフォーム体制強化事業	(1,335万円)
○京都フードテック実装支援事業	(2億250万円(うち2月補正 3,300万円))
■「京の米」ブランド力向上対策事業(一部再掲)	【継続 7,068万円】
○新京都ブランド米「京式部」PR戦略事業	(868万円)
○「京の米」ベンチャーコンペティション事業	(200万円)
○「京の米」生産イノベーション事業	(6,000万円)
■宇治茶ブランド世界発信事業	【継続 2,820万円】
○宇治茶ブランド普及拡大事業	(420万円)
○宇治茶世界文化遺産登録推進戦略事業	(1,200万円)
○宇治茶産地体制強化事業	(1,200万円)
■未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(生産・流通拡大)	【継続 710万円】

2. 京都ブランドを支える流通の基盤づくり

■「食の京都」推進事業	【継続 1,100万円】
■きょうと「食の安心・安全」確保事業	【継続 132万円】
■きょうと食いく先生活動拡大・強化事業	【継続 856万円】
○食いく先生派遣事業	(240万円)
○食いく先生交流・スキルアップ等事業	(14万円)
○子育て世代食育力向上事業	(73万円)
○ヤング食育強化事業	(4万円)
○市町村食育推進事業	(524万円)

戦略4 人づくりの裾野を広げ、産業・地域を支える多様な人材を育む

- 人材育成拠点の機能強化や伴走支援体制の充実で、新規就業者の確保や経営の発展を総合支援
- 半農半Xや定年帰農者、若い世代への情報発信を強化し、担い手の裾野を拡大
- 話し合いによる地域農業の将来像の明確化を支援し、持続的な農業構造への転換を推進



目標数値

項目	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
新規就業者数（農業）	人/年	123 (令和4年度)	160
うち、宇治茶	人/年	3 (令和4年度)	14
うち、畜産	人/年	5	12
新規就業者数（林業）	人/年	54 (令和4年度)	35
新規就業者数（漁業）	人/年	61 (令和4年度)	50
認定農業者数	経営体	1,419 (令和4年度)	1,830
販売額2,000万円/年以上の農業経営体数	経営体	367 (令和4年度)	450
素材生産量1万m ³ /年以上の林業事業体数	事業体	4 (令和4年度)	10
販売額400万円/年以上の個人漁業者数	人	6 (令和4年度)	9
農業法人数	法人	調査中	467
経営継承に向けた支援により法人化した畜産農家数	経営体	0	6
担い手への農地集積率	%	33.8 (令和4年度)	53.0
農業参入している農外企業数	法人	96 (令和4年度)	159

令和6年度予算での取組

1. 意欲ある経営者の育成・支援体制の確立

- 京都農人材育成強化事業 【継続 4億8,445万円】
 - 京都農人材育成センター事業 (6,972万円)
 - 人材育成支援事業 (4億1,472万円)
- 農林水産分野人材確保総合対策事業 【一部新規 4,140万円(うち2月補正 1,900万円)】
- 京都畜産未来の担い手づくり事業(一部再掲) 【継続 361万円】
 - 畜産人材育成推進事業 (314万円)
 - 畜産経営継承円滑化事業 (47万円)
- 未来へ羽ばたく京都の漁業を育てる事業(海の民育成事業) 【継続 882万円】
- 次世代林業を担う林業事業体総合支援事業(再掲) 【一部新規 4億277万円】
 - 経営力向上対策事業 (3億1,557万円)
 - 人材確保対策事業 (8,469万円)
 - 生産量増大対策事業 (250万円)

2. 農林水産業・農山漁村を支える人材の裾野拡大

- 集落連携100ha農場づくり事業(再掲) 【継続 6,525万円】
 - 稲作・園芸規模拡大支援事業 (5,725万円)
 - 広域的農地(100ha)管理体制構築事業 (800万円)
- 京都モデルフォレスト推進事業 【継続 480万円】

戦略5 人と資源の活用で、持続可能な農山漁村コミュニティを創る

- 地域活動の最適化や外部人材の活用、移住の総合支援で、活力に満ちた地域づくりを推進
- 地域の多様な資源を生かしたビジネス展開で、地域に雇用と所得を創出



目標数値

項目	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
農村型地域運営組織（農村RMO）等を形成した地区数	地区	0	6
地域のファン（参加型住民）数	人	2,660	6,000
京都府への移住者数	人	調査中	7,000
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	集落	調査中	935
野生鳥獣被害金額	百万円/年	256	120
ICTを活用した野生鳥獣被害対策数	件/年	4	9
狩猟又は有害鳥獣捕獲事業を行う狩猟登録者数	人/年	2,714	2,800
地域ビジネス創業数	件/年	28	22
野生鳥獣のジビエ利用量	t/年	65 (令和4年度)	83.5

令和6年度予算での取組

1. 持続的で活力に満ちた地域づくり

■日本型直接支払事業	【継続 14億4,685万円】
○農と環境を守る地域協働活動支援事業	(9億400万円)
○中山間地域等直接支払事業	(5億1,200万円)
○有機農業・環境調和型農業支援事業	(3,085万円)

2. 地域の独自性や多様性を生かしたビジネスの展開

■京のむらづくり推進事業	【継続 1億6,800万円】
○農山漁村コミュニティの再構築支援	(3,200万円)
○複数集落が連携した地域運営組織の設立支援	(9,200万円)
○農山漁村発イノベーションの推進	(2,600万円)
○農山漁村コミュニティ形成の伴走支援	(1,800万円)
■「移住するなら京都」推進事業	【継続 1億9,500万円】
○移住者の住まいの確保支援	(1億3,100万円)
○移住検討者に対する情報発信	(2,550万円)
○移住定住へのフォローアップ	(400万円)
○移住者の仕事の確保支援	(3,450万円)
■有害鳥獣総合対策事業	【一部新規 8億1,650万円(うち2月補正 2億6,000万円)】
○被害半減の推進	(4億9,600万円(うち2月補正 2億6,000万円))
○生息数半減の推進	(3億1,150万円)
○担い手倍増等の推進	(900万円)
■内水面漁観連携推進事業	【新規 1,400万円】

京都フードテック推進事業費

～「食」×「テクノロジー」×「伝統・文化」の総合力の発揮により、
食産業を取り巻く課題の解決と、新たなブランド価値の創出による京都ブランドの強化～

京都府の現状と課題

- 府内農林水産業の担い手の減少
→省力化や熟練技術の継承などのためのスマート技術の開発・実装
- 地球温暖化等による栽培環境の変化
→高品質・低コスト生産が可能な品種や栽培技術の開発・普及
- 京都府産品のブランド力低下と健康機能性やオーガニックなどの消費者志向の高まり
→新たなブランド価値を付加した新品種・栽培技術の開発及び加工食品の開発・商品化
- 少子高齢化等の社会構造の変化による国内市場の縮小
→輸出など広域流通のための保存技術等の開発・実用化

施策展開のポイント

- 京都に集積する研究機関や大学等有する**技術を集約するネットワークを構築**し、評価の高い京都の食材の活用など世界に誇る京都の食文化を融合した**京都ならではのフードテックを開発**
- フードテックを**府内食関連産業に還元する仕組みの構築と競争力強化につながる実用化**を支援
 - ▶産学公民連携による共同研究体制の整備・ネットワークの構築と一次産業や食品の研究開発拠点の整備
 - ▶食のイノベーションを促進するためのフードテック研究部会の設置
 - ▶食関連事業者の新品種・サービス開発に係る課題(ニーズ)とフードテック(シーズ)のマッチングを推進
 - ▶フードテックを活用した商品の実用化やサービスの開発とスマート技術の実装を支援

フードテックを府域全体に波及させることにより京の食の高付加価値化と競争力の強化による成長産業化

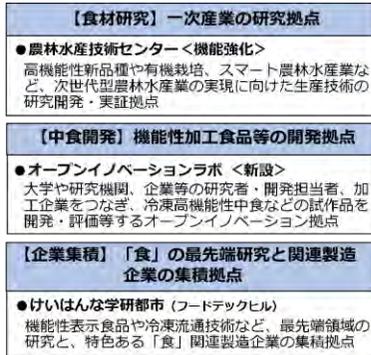
事業概要

研究開発 (シーズ)

● 京都フードテック研究開発・集積事業

(1) 京都フードテック研究・開発ネットワーク構築事業

- ▶農林水産技術センターのリエゾン機能を強化し「京都フードテック研究連絡会議」を設置。和食文化など多様な分野を含めた府内外の大学、フードテック企業等の研究者・開発担当者によるフードテックの共同研究やネットワークを構築。フードテック情報をデータベース化しwebサイト等で公開
- ▶連絡会議の中に、京大、府大、奈良先端大や学研都市立地企業、海外企業等と共に「学研フードテック研究部会」を設置。国家的課題解決に向けたプロジェクト研究を創出、先導



(2) フードテック拠点整備・推進費

ア 京都フードテック基本構想の推進

フードテック構想の推進に向けた取り組みに関する経費

イ 京都府プレミアム中食オープン

イノベーションラボ基本計画の策定
京都府南部総合地方卸売市場に中食等加工食品研究拠点を整備

(3) フードテック研究開発推進事業

ア スマート技術等の情報発信事業 研究開発

ワンストップ相談窓口設置やセミナー、展示会の開催による技術情報発信と、産学公連携による府内産地に応じたスマート農林水産技術の研究開発

イ 産学公京もの新ブランド価値創出事業

農林水産技術センターが産学と連携し、フードテックを活用した機能性の高い品種の育成や加工食品の開発、環境に配慮した流通技術の開発等を実施

シーズとニーズのマッチング

● 京都フードテックマッチング事業

京都フードテック研究連絡会議に集積するフードテック(シーズ)と京都食ビジネスプラットフォームで集約した課題(ニーズ)とのマッチングによる新品種・サービス開発の促進

ア 京都フードテックエキスポ2023の開催

食関連企業向けの国内外の最先端フードテック展示会の開催

フードテックの実装支援

● 京都フードテック実装支援事業

ア 京ものブランドサプライチェーン構築事業

フードテックを活用した商品やサービス開発と実用化に向けた取組経費と施設整備を支援

イ 「京の食」販路開拓支援事業

府内の特産品やフードテック活用商品について、バイヤー評価を得て販路展開するため、首都圏商談会の出展を支援

ウ スマート農林水産業実装チャレンジ事業

農林水産業の作業性・生産性改善のためスマート技術の導入に取組む生産者を支援

ビジネスプラットフォーム (ニーズ)

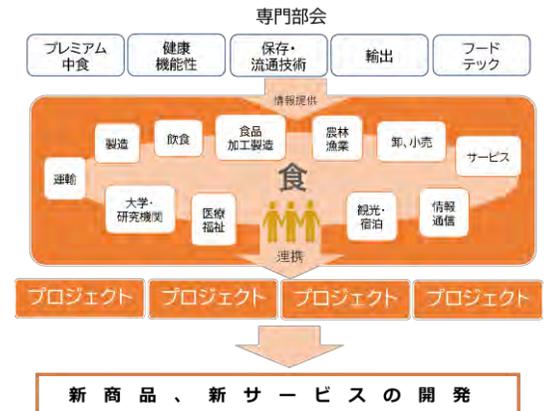
● 京都食ビジネスプラットフォームの体制強化

ア 「京都食ビジネスプラットフォーム」運営

新たなビジネスを創出するためのセミナーやワークショップの開催と商品開発の伴走支援

イ フードテック部会の設置とフードテックニーズの集約

- ▶フードテックに特化した部会を設置し、食関連事業者の最先端技術の実装に向けた課題(ニーズ)を掘り起こし
- ▶「京都フードテック研究連絡会議」等で開発・集積された技術(シーズ)とのマッチングから新品種等の試作・実証、商品化に至るまで一貫して支援



連携しながら推進

産業創造リーディングゾーン (フードテックヒル)

南田辺・狛田地区に世界的な「食」の最先端研究・製造企業が集積するフードテックヒルを形成。R5は企業誘致に向けた情報発信、条件整理に着手 (商工労働観光部)

地域別の重点施策

丹後地域

大阪・関西万博に向けた丹後ブランドの展開

- 大阪・関西万博を見据えて、丹後の豊かな食を活用した認知度アップやブランド力の強化を図るとともに地域内外への丹後の「食」の魅力を発信
- 丹後産フルーツの地産地消や海外輸出の拡大に向けた取組を推進
- シカ解体技術講習会やジビエ料理講習会を開催し、狩猟者の解体技術の向上とジビエの利用促進を図るとともに地元と連携した野生鳥獣被害対策を推進
- 先輩移住者のネットワークを活かし、移住・定住の促進を図るとともに移住者等が活躍できる地域づくりを推進
- 高校生や住民による森林をフィールドとした保全活動や学習の支援、木工体験、丹後縦貫林道周辺の整備・利活用を通じた丹後の森の魅力発信



大阪・関西万博に向けた丹後産農産物・加工品のPR



移住者交流会の開催

中丹地域

心つながる海・里山・まちを舞台に 求める暮らしが実現できる地域づくり

- 農村・まちなか移住を体感できる現地ツアーや就職フェアと連携した移住相談会による移住・定住の促進
- 万願寺甘とうや中丹茶等の特産物の生産技術向上を図る講習会等により、担い手育成を進め、実需者ニーズに対応した「儲かる農林水産業」を推進
- 将来の担い手確保のため、小学生を対象とした農業および畜産の作業体験イベントを開催
- 丹波くりの中核的生産者の更なる技術力・指導力向上を図るとともに、担い手確保に向けたモデル園での講習会を開催
- 主伐・再造林一貫作業を実践し、管内各地への普及促進や木造住宅のPRや木製品の販売による府内産木材を周知するイベントを開催



地理的表示(GI)の登録がされている「万願寺甘とう」

南丹地域

来てよし・観てよし・住んでよし 交流人口・関係人口1,000万人超の賑わいと活気のある京都丹波

- 「都会に近い田舎、トカイナカ」の魅力を活かし、京都丹波地域の関係人口、移住者の増加を促進するとともに、定住に向けた受入地域の体制強化
- 鮎を地域の魅力ある観光コンテンツとして育成し、夏から秋にかけての京都丹波地域への「食」を目的とした観光誘客を促進
- 京都丹波の「食」を支える様々な農業経営体に対して、ニーズに基づく支援を実施（若手農業者等への経営支援・環境負荷低減の取組支援・農場HACCP取得支援）
- 丹波くりの中核的生産者を育成し、組織的な指導体制を構築するとともに、定点観測・分析による防除適期の見極め等を行い、生産拡大と品質向上を推進
- 里山広葉樹林の新たな経済価値を創出し、森林所有者の森林への関心を高め、森林の整備や保全を図るため、広葉樹林の最大価値を算出し採算性を検証
- 野生鳥獣被害に遭っている集落に対し現地調査を行い、課題と対応策を示した「集落診断カルテ」を作成し、地域ぐるみの被害防止対策を促進



夏を告げる魚・鮎



大粒で色つやに優れた丹波くり

山城地域

個性豊かなそれぞれのエリアが魅力を輝かせ、つながり、更に発展する山城地域

- 飲食店等における山城産食材を利用した新メニュー・新商品開発やマルシェ、「宇治茶・山城ごちそうフェスタ」の開催等により、山城の「食」の魅力を発信
- 九条ねぎ、えびいも、花菜など地域の特産品目について、生産拡大のための生産技術の改善や販路開拓を支援
- 「宇治茶ムリ工講座」等の実施により、宇治茶ファン拡大の取組を推進し、宇治茶産業の次世代への継承を実現
- 経営管理力研修の実施と研修体制の整備支援により、次世代農業者を育成
- 移住体験ツアーや山城地域の魅力をPRするイベントの開催等により、移住を促進
- 林業・木材産業関係団体等との連携により、山城産木材の利用促進に向けたツアーやセミナー等を開催し、普及啓発を展開



山城産食材を使った新メニュー・新商品開発

主な農林水産関係の統計指標（一覧）

	項 目	単 位	京都市A	全 国B	A — × 100 B	数値の基礎	
一 般	京都府の面積	ha	461,220			国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」	
	うち農林水産施策対象面積	約3.9万ha（府面積の約8.5%相当）					
	京都府の人口	人	2,578,087			令和2年国勢調査	
農 業	農業経営体数	経営体	14,181	1,075,580	1.3	2020年農林業センサス（R2.2.1）	
	うち個人経営体	経営体	13,659	1,037,231	1.3		
	農家数	戸	24,953	1,746,990	1.4		
	自給的農家数	戸	11,337	719,208	1.6		
	販売農家数 （個人経営体）	戸	13,616	1,027,782	1.3		
	世帯員数	人	42,938	3,489,376	1.2		
	農業従事者	人	30,936	2,493,422	1.2		
	基幹的農業従事者	人	15,130	1,362,914	1.1		
	耕地面積	ha	29,400	4,297,000	0.7		令和5年耕地及び作付面積統計
	田	ha	22,800	2,335,000	1.0		
	畑	ha	6,550	1,962,000	0.3		
	農家1戸当たり耕地面積	a	118	246	-	耕地面積／農家数（2020年農林業センサス）	
	耕地利用率	%	80.3	91.3	-	令和4年耕地及び作物面積統計	
	農業産出額	億円	698	90,147	0.8	【農業産出額 全国 第37位】 令和4年生産農業所得統計	
	米	億円	156	14,015	1.1		
	野菜	億円	272	22,298	1.2		
	畜産	億円	147	34,673	0.4		
	工芸農作物	億円	36	1,551	2.3		
生産農業所得 （販売農家1戸当たり）	億円	222	31,826	0.7			
農業所得率	%	23.1	26.6	-	平成25年農業経営統計調査（個別経営） （平成26年以降京都府数値未公表）		
農家総所得	千円	5,848	4,727	123.7			
農業所得	千円	811	1,321	61.4			
農業依存度	%	33.1	46.2	-			
食 料	食料自給率（カロリーベース）	%	11	37		府 2 概算 国 3 概算	
	（生産額ベース）	%	19	67		府 2 概算 国 3 概算	
農 村	農業集落数		1,684	138,243	1.2		
林 業	林野面積	ha	342,293	24,770,166	1.4	2020年農林業センサス（R2.2.1）	
	林業経営体数	経営体	619	34,001	1.8		
	林業産出額	億円	43	5,807	0.7	府：京都府林業統計令和5年版 全国：令和4年生産林業所得統計報告書	
	林野率	%	74.2	66.4		2020年農林業センサス（R2.2.1）	
水 産 業	経営体数	-	636	79,067	0.8	2018年漁業センサス（H30.11.1）	
	漁船隻数	隻	983	132,201	0.7		
	生産量（海面漁業・養殖業）	t	11,416	3,862,831	0.3	漁業・養殖業生産統計年報（令和4年度）	
	生産額（"）	億円	53	14,347	0.4	漁業産出額（令和4年度）	